

# 地域共生とは？

## 社会福祉各制度の変遷 ①



|      | 高齢者施策                                                      | 障害者施策                                                               | 子育て関係施策                      | 生活保護・生活困窮者施策 | 社会福祉・地域福祉                                                                                  |
|------|------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------|------------------------------|--------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1989 | ゴールドプラン<br>・施設整備量等の整備目標を設定                                 |                                                                     |                              |              |                                                                                            |
| 1990 | 福祉8法改正<br>・在宅福祉サービスの位置付けの明確化                               |                                                                     |                              |              |                                                                                            |
| 1993 |                                                            |                                                                     |                              |              | 福祉活動参加指針                                                                                   |
| 1994 | 新ゴールドプラン                                                   |                                                                     | エンゼルプラン                      |              |                                                                                            |
| 1995 |                                                            | 障害者プラン                                                              |                              |              |                                                                                            |
| 1998 |                                                            |                                                                     |                              |              | 社会福祉基礎構造改革<br>・社会福祉サービスの利用方法<br>・社会福祉法人の在り方<br>・利用者の権利擁護の方策                                |
| 2000 | 介護保険法施行<br>ゴールドプラン21                                       |                                                                     | 新エンゼルプラン                     |              | 社会福祉事業法等改正<br>・「社会福祉法」に改称<br>・第1条の目的規定と第4条に「地域福祉の推進」を明記<br>・地域福祉計画を位置づけ<br>・利用者保護のための制度の創設 |
| 2001 |                                                            |                                                                     | 待機児童ゼロ作戦                     |              |                                                                                            |
| 2003 |                                                            | 改正身体/知的障害者福祉法施行<br>・支援費制度開始<br>「措置」から「契約」による利用者制度の変更                | 次世代育成支援対策推進法<br>子ども・子育て応援プラン |              |                                                                                            |
| 2005 | 介護保険制度改正<br>・新予防給付の創設<br>・地域支援事業・地域密着型サービス・地域包括支援センターの創設 等 | 障害者自立支援法<br>・3障害（身体・知的・精神）の一元化<br>・利用者本位のサービス体系に再編<br>・就労支援の抜本的強化 等 |                              | 自立支援プログラム導入  |                                                                                            |

# 社会福祉各制度の変遷②

|                       | 高齢者施策                                                                                                         | 障害者施策                                                                                             | 子育て関係施策                                                                                                       | 生活保護・生活困窮者施策                                                     | 社会福祉・地域福祉                                              |
|-----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 2008                  |                                                                                                               |                                                                                                   | 新待機児童ゼロ作戦                                                                                                     |                                                                  |                                                        |
| 2010                  |                                                                                                               |                                                                                                   | 子ども・子育てビジョン                                                                                                   |                                                                  | 安心生活創造推進事業                                             |
| 2012                  | 改正介護保険法施行<br>・地域包括ケアシステムの推進<br>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・複合型サービス創設<br>・総合事業の創設                                        |                                                                                                   | 子ども・子育て関連三法<br>・認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付及び小規模保育等への給付の創設<br>・認定こども園制度の改善<br>・地域の子ども・子育て支援の充実(利用者支援、地域子育て支援拠点など) |                                                                  | ↓<br>報告書                                               |
| 2013                  |                                                                                                               | 障害者総合支援法施行<br>・難病患者等への対象拡大<br>・重度訪問介護の対象拡大<br>・共同生活介護の共同生活援助への一元化<br>・地域移行支援の対象拡大<br>・地域生活支援事業の追加 |                                                                                                               | 生活保護法改正<br>・就労による自立の促進<br>・不正・不適正受給対策の強化<br>・医療扶助の適正化<br>↓<br>施行 | 生活困窮者自立支援法制定<br>・生活困窮者の「自立相談支援事業」を必須事業として規定<br>↓<br>施行 |
| 2014                  | 医療介護総合確保推進法<br>[ 介護保険法の改正 ]<br>・在宅医療・介護連携の推進<br>・生活支援サービスの充実・強化<br>・予防給付を地域支援事業に移行<br>・新しい総合事業の創設等<br>↓<br>施行 |                                                                                                   |                                                                                                               |                                                                  |                                                        |
| 2015                  |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                               |                                                                  | 社会福祉法改正<br>・社会福祉法人の地域貢献                                |
| 新たな福祉の提供ビジョン          |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                               |                                                                  |                                                        |
| 2016                  |                                                                                                               | 障害者総合支援法改正<br>・障害者の望む地域生活の支援                                                                      | 母子保健法改正<br>・子育て世代包括支援センターの法定化                                                                                 |                                                                  |                                                        |
| ニッポン一億総活躍プラン          |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                               |                                                                  |                                                        |
| 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部設置 |                                                                                                               |                                                                                                   |                                                                                                               |                                                                  |                                                        |

# 社会福祉各制度の変遷③

|      | 高齢者施策                                                                                                                                                | 障害者施策 | 子育て関係施策 | 生活保護・生活困窮者施策                                                                                                                                                  | 社会福祉・地域福祉                                                                                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 2017 | 「地域共生社会の実現に向けて(当面の改革工程)」                                                                                                                             |       |         |                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                    |
| 2018 | <div>地域包括ケアシステム強化法</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等</li> <li>・医療・介護の連携の推進等</li> <li>・新たに共生型サービスを位置付け</li> </ul> |       |         |                                                                                                                                                               | <div>地域包括ケアシステム強化法(社会福祉法改正)</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化</li> </ul>                  |
|      |                                                                                                                                                      |       |         | <div>生活保護法改正</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護世帯の子ども、大学等への進学を支援</li> <li>・生活習慣病の予防等の取り組みの強化</li> <li>・貧困ビジネス対策、単独での居住が困難な方への生活支援等</li> </ul> | <div>生活困窮者自立支援法改正</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化(自立相談・就労準備・家計改善の一体的実施の促進等)</li> <li>・子どもの学習支援の強化</li> <li>・居住支援の強化等</li> </ul> |

↓  
施行

# 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」

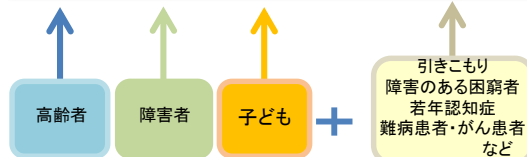
(平成27年9月 厚生労働省「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)

## 4つの改革

### 新しい地域包括支援体制

〔包括的な相談支援システム〕

#### 1 包括的な相談から見立て、支援調整の組み立て+資源開発



- 地域により  
・ワンストップ型  
・連携強化型 〕による対応

○ 地域をフィールドに、保健福祉と雇用や農業、教育など異分野とも連携

誰もがそのニーズに合った支援を受けられる地域づくり

#### 2 高齢、障害、児童等への総合的な支援の提供

- 多世代交流・多機能型の福祉拠点の整備推進

- ・ 運営ノウハウの共有
- ・ 規制緩和の検討 等

- 1を通じた総合的な支援の提供

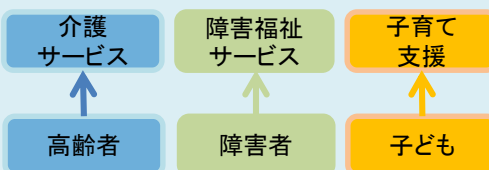
サービス提供のほか地域づくりの拠点としても活用

### 背景・課題

#### ①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応等に課題

〔制度ごとのサービス提供〕



#### ②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

### 新しい支援体制を支える環境の整備

#### 4 総合的な人材の育成・確保

- 1を可能とするコーディネート人材の育成
- 福祉分野横断的な研修の実施
- 人材の移動促進 等

#### 3 効果的・効率的なサービス提供のための生産性向上

- 先進的な技術等を用いたサービス提供手法の効率化
- 業務の流れの見直しなど効率的なサービスの促進
- 人材の機能分化など良質で効果的なサービスの促進 等

地域住民の参画と協働により、誰もが支え合う共生社会の実現



【「ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）」より】

## 4. 「介護離職ゼロ」に向けた取組の方向

### （4）地域共生社会の実現

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。



このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

# 「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

## 「地域共生社会」とは



平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

## 改革の背景と方向性

### 公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

### 『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

## 改革の骨格

### 地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

### 地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

## 「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

### 地域丸ごととのつながりの強化

### 専門人材の機能強化・最大活用

## 実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：  
全面展開

### 【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策（制度のあり方を含む）
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

# 地域共生社会の実現に向けた取組の推進

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律【平成29年6月2日公布】)

## 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備

社会福祉法の改正  
【2018年4月1日施行】

### 1. 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

### 2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

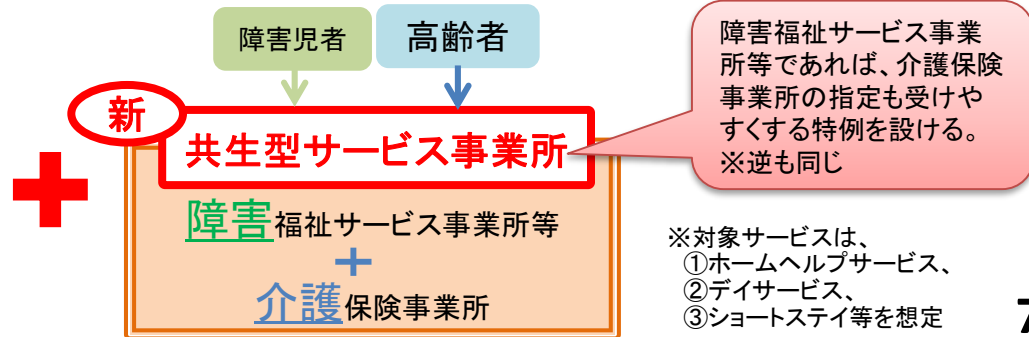
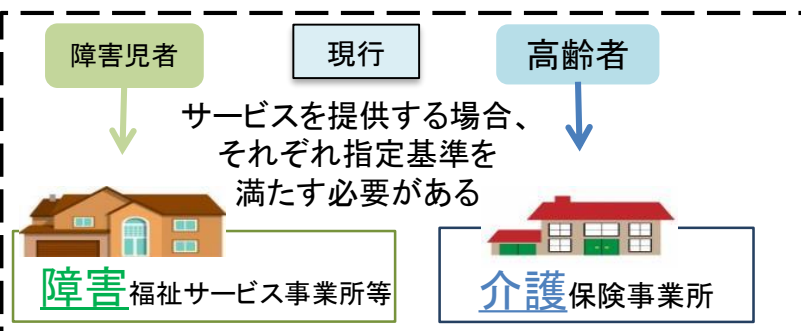
### 3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

## 新たに共生型サービスを位置づけ

- 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に **新たに共生型サービスを位置付ける**。(指定基準等は、平成30年度介護報酬改定及び障害福祉サービス等報酬改定時に検討)



# 地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

## 総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ

- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

## 各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

### 【1】他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能 第106条の3 第1項第1号



#### ○3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例

- ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
- ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
- ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。

#### ○地域づくりを推進する財源等の例

- ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

### 【2】「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場 第106条の3 第1項第2号

#### ○住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点

- ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。

- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法

- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

### 【3】市町村における包括的な相談支援体制 第106条の3 第1項第3号



#### ○市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点

- ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
- ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
- ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

## 各論2「地域福祉(支援)計画」

#### ○各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例

- ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
- ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
- ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
- ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
- ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
- ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
- ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
- ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- ・ 役所内の全庁的な体制整備 等

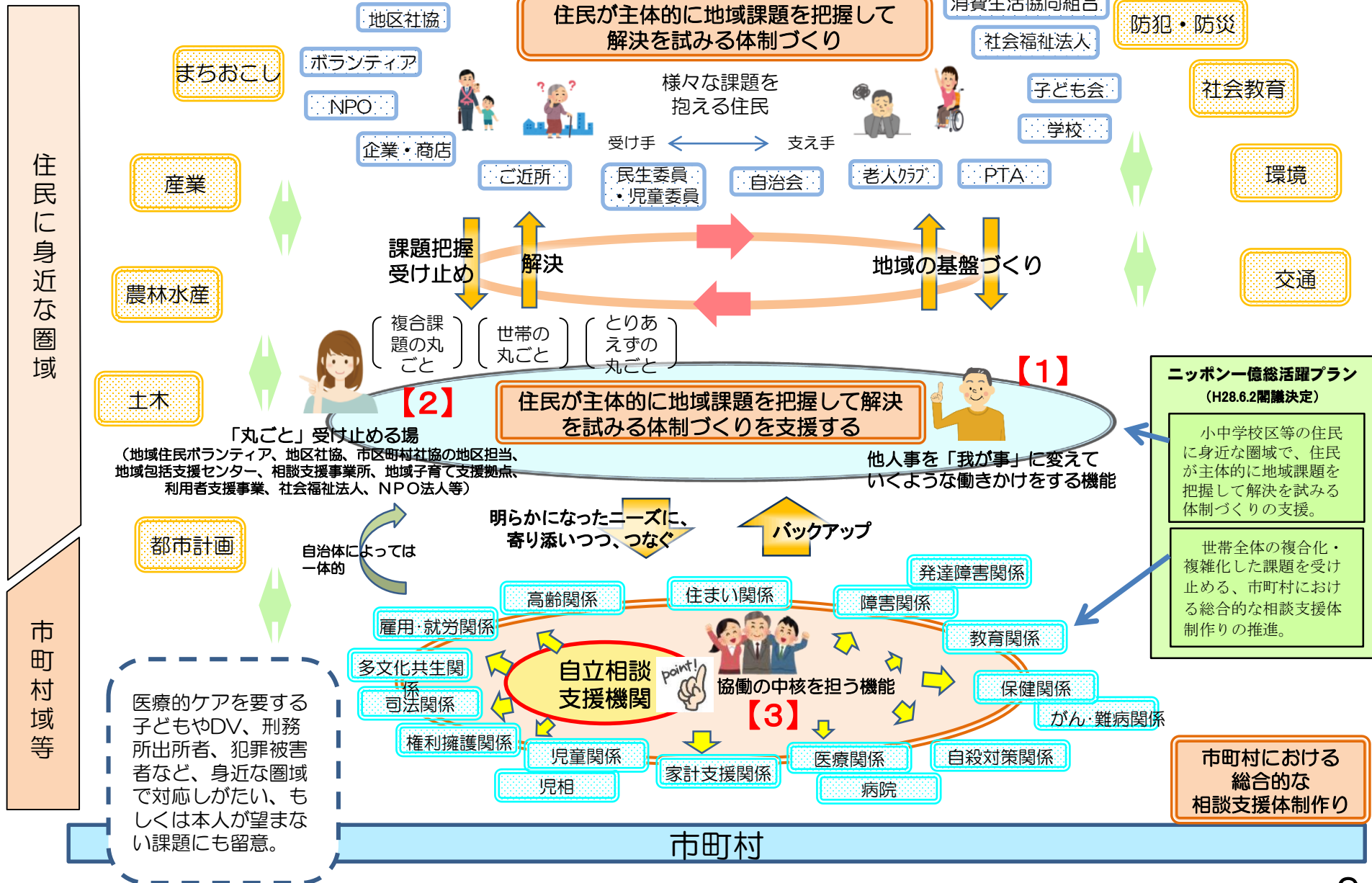
#### ○計画策定に当たっての留意点

- ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
- ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
- ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

## 各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

# 地域における住民主体の課題解決力強化・包括的な相談支援体制のイメージ



# 平成30年度 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施予定自治体一覧表(151自治体)

| 都道府県名 | 自治体名   |
|-------|--------|
| 北海道   | 札幌市    |
|       | 釧路市    |
|       | 京極町    |
|       | 鷹栖町    |
|       | 音威子府村  |
|       | 津別町    |
|       | 広尾町    |
| 青森県   | 青森県    |
|       | 鯉ヶ沢町   |
|       |        |
| 岩手県   | 盛岡市    |
|       | 遠野市    |
|       | 矢巾町    |
|       | 岩泉町    |
| 宮城県   | 仙台市    |
| 秋田県   | 秋田県    |
|       | 湯沢市    |
|       | 井川町    |
|       | 大潟村    |
| 山形県   | 山形市    |
| 福島県   | 天童市    |
|       | 郡山市    |
| 茨城県   | 土浦市    |
|       | ひたちなか市 |
|       | 東海村    |
| 栃木県   | 栃木県    |
|       | 栃木市    |
|       | 那須烏山市  |
|       | 市貝町    |
|       | 高根沢町   |
|       | 那珂川町   |
|       |        |
| 群馬県   | 玉村町    |
| 埼玉県   | 埼玉県    |
|       | 狭山市    |
|       | 草加市    |
|       | ふじみ野市  |
|       | 鳩山町    |
| 千葉県   | 千葉市    |
|       | 松戸市    |
|       | 鴨川市    |
|       |        |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|-------|------|
| 東京都   | 東京都  |
|       | 墨田区  |
|       | 世田谷区 |
|       | 杉並区  |
|       | 江戸川区 |
|       | 八王子市 |
|       | 調布市  |
|       | 国立市  |
|       | 狛江市  |
|       |      |
|       |      |
|       |      |
| 神奈川県  | 藤沢市  |
|       | 小田原市 |
| 新潟県   | 新潟県  |
|       | 新潟市  |
|       | 胎内市  |
| 富山県   | 富山市  |
|       | 氷見市  |
| 石川県   | 金沢市  |
|       | 能美市  |
| 福井県   | 坂井市  |
|       |      |
| 長野県   | 長野県  |
|       | 松本市  |
|       | 伊那市  |
|       | 下諏訪町 |
|       | 富士見町 |
|       | 原村   |
|       | 朝日村  |
| 岐阜県   | 関市   |
| 静岡県   | 吉田町  |
| 愛知県   | 岡崎市  |
|       | 豊田市  |
|       | 長久手市 |
|       | 東浦町  |
|       | 伊勢市  |
| 三重県   | 桑名市  |
|       | 名張市  |
|       | 亀山市  |
|       | 鳥羽市  |
|       | いなべ市 |
|       | 伊賀市  |
|       | 御浜町  |
|       |      |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|-------|------|
| 滋賀県   | 彦根市  |
|       | 長浜市  |
|       | 甲賀市  |
|       | 野洲市  |
|       | 東近江市 |
|       | 米原市  |
| 京都府   | 長岡京市 |
|       | 京田辺市 |
|       | 精華町  |
| 大阪府   | 大阪市  |
|       | 豊中市  |
|       | 池田市  |
|       | 高石市  |
|       | 阪南市  |
| 兵庫県   | 明石市  |
|       | 芦屋市  |
|       | 宝塚市  |
|       | 加東市  |
|       | たつの市 |
|       | 奈良市  |
| 奈良県   | 桜井市  |
|       | 王寺町  |
|       | 下市町  |
| 和歌山県  | 和歌山県 |
| 鳥取県   | 鳥取県  |
|       | 琴浦町  |
|       | 北栄町  |
| 島根県   | 松江市  |
|       | 大田市  |
|       |      |
| 岡山県   | 岡山市  |
|       | 倉敷市  |
|       | 美作市  |
| 広島県   | 広島県  |
|       | 広島市  |
|       | 呉市   |
| 山口県   | 山口県  |
|       | 宇部市  |

| 都道府県名 | 自治体名 |
|-------|------|
| 香川県   | 高松市  |
|       | 宇多津町 |
| 愛媛県   | 琴平町  |
|       | 愛媛県  |
|       | 宇和島市 |
| 高知県   | 伊予市  |
|       | 高知市  |
|       | 中土佐町 |
|       | 佐川町  |
|       | 黒潮町  |
| 福岡県   | 大牟田市 |
|       | 八女市  |
|       | うきは市 |
|       | 糸島市  |
|       | 新宮町  |
|       | 岡垣町  |
|       | 大刀洗町 |
| 佐賀県   | 佐賀市  |
| 長崎県   | 長崎市  |
|       | 佐々町  |
| 熊本県   | 大津町  |
| 大分県   | 大分県  |
|       | 杵築市  |
|       | 都城市  |
| 宮崎県   | 都城市  |
|       | 小林市  |
|       | 日向市  |
|       | 門川町  |
|       | 美郷町  |
|       | 高千穂町 |
|       |      |
| 鹿児島県  | 鹿児島県 |
|       | 鹿屋市  |
|       | 西之表市 |
|       | 中種子町 |
|       | 南種子町 |
|       | 瀬戸内町 |

# 生活困窮者自立支援法の意義とは



## 1. 制度の意義

本制度は、**生活保護に至っていない生活困窮者**に対する「**第2のセーフティネット**」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

## 2. 制度のめざす目標

(1) 生活困窮者の自立と尊厳の確保

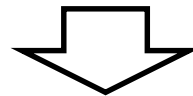


**自己選択、自己決定が基本！**

(2) 生活困窮者支援を通じた地域づくり



**支援を通して地域において  
支え合いの輪を広げていく**



**支援対象者自身の希望をしっかりと受け止め、対象者が今後どのように取り組むか本人自身が自己選択、自己決定できるような、情報提供、提案、働きかけをすることが大切！**



# 生活困窮者自立支援法における就労支援とは



自立相談支援事業従事者養成研修テキスト参照

## 就労とは

- 就労(働くこと)は、単に収入を得るばかりでなく、日々の生活をつくり、社会とのつながりを構築し、自己実現を図るという大切な意義をもつもの
- 就労には「有給労働」と「無給労働」も含まれており、多様な働き方がある。
- 日本国憲法においては、「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ」とされている

## 生活困窮者の実態は？

社会状況や一人一人の様々な背景から、働くことの権利の側面を実現することができない状況におかれている

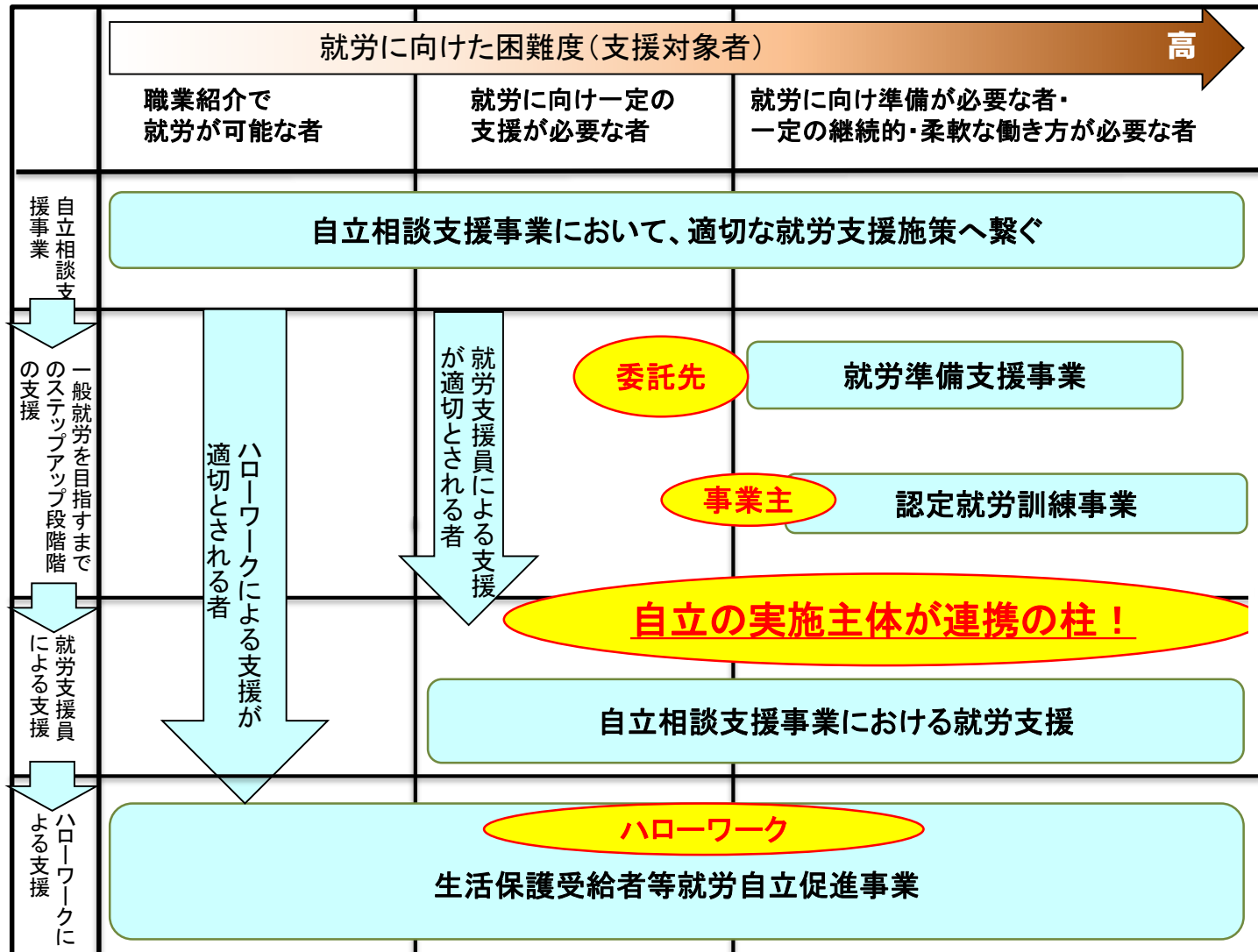
## 支援員に求められること

- 支援対象者一人一人に働きかけて、よりよい形でそれぞれにとっての就労を実現させていく。
- 地域の中の理解者を増やし、支援対象者が「多様な働き方」を実現できる「場」や「協力者」を広げていくことが求められている。

**就労支援とはただのジョブマッチングではなく、一人一人の生活や人生を豊かにしていくことを支援すること！**



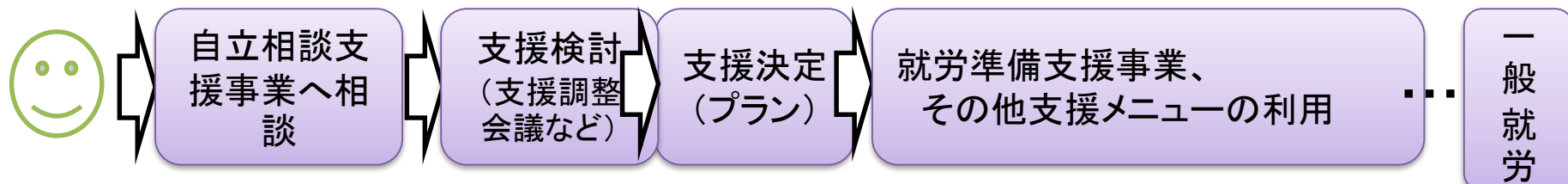
# 生活困窮者自立支援法における就労支援の概要



# 自立相談支援事業（就労支援）と就労準備支援事業



## ◎利用者からみた支援の流れ（就労準備支援事業を利用する場合の例）



### （大切なポイント）

○ **自立相談支援事業から就労準備支援事業に**ボタンタッチ**されるわけではないこと。**



自立相談支援事業は、

- ・就労準備支援事業の利用中も、生活面を含めた本人の状態像の変化に対して、必要な支援を検討（プラン変更等）。
- ・就労準備支援事業の前段階（意欲喚起）と後段階（就労支援、就労後の定着支援）も含めて、本人の就労支援全体を通じて就労支援員が支援。

➡ **就労準備支援事業において把握される本人の状態像の変化を、自立相談支援事業の担当と共有しながら、本人の自立支援を図っていくことが大切。**

○就労準備支援事業で想定する本人の状態像は、時間をかけたきめ細かな支援を要するものであるため、その支援を自立相談支援事業から独立した一事業としているが、**本来は一体の支援である**こと。

# 自立相談支援事業の就労支援のポイント

## 1 本人の状態に応じた就労支援のスタート

### ポイント①：本人の状態をアセスメントし、支援の組み立てを考える

- 自立相談支援事業において、本人が、日常生活自立、社会生活自立、就労自立のどの段階（ステージ）にあるのか、また、それぞれの自立に関してどのような課題があるのかをアセスメントする。そのさい、チェックリスト（※）などを用いて客観的に把握することが重要。
- 次に、本人の希望を踏まえ、「メニュー（＝事業）」を利用する計画を立て、それに連動して、就労準備支援事業などにおいては、「コンテンツ（＝事業の中のプログラム）」を利用する計画を立てる。

### ポイント②：就労準備支援の「体験利用」をアセスメントの機会として活用する

- 就労に関するアセスメントは、相談支援における面接だけでは、適切に把握することが難しい場合もある。そこで 就労準備支援事業の「体験利用」をアセスメントの機会とすることで、面接場面では得られにくい情報を、プランやプログラム策定に活かすことができる。
- 「体験利用」は、本来的には、本人が継続して、参加できるのか（参加したいのか）を自らが確認する機会であるが、こうした機会を意図的に活用することで、多彩なアセスメントが可能になるほか、プラン策定から直ちに（本格的な）就労準備支援を開始することも可能となる。
- 利用申込からプラン策定までの間に「体験利用」を設定し、切れ目のない支援とすることで本人のモチベーションを保つことに役立つという効果もある。

## 2 就労の場（プランの選択肢）の確保

### ポイント①：事業所のニーズに合わせた支援

- 本人のニーズに着目するだけでなく、事業所のニーズにも合わせた開拓を行い、事業所がメリットを感じられるようにコーディネートする。そうすることで、当該事業所における受入れ人数の増加や他の事業所の紹介による更なる事業所の開拓につながるなど、就労の場の拡がりが見込める。

### ポイント②：効率的・効果的・計画的な事業所開拓

- 事業所の開拓は、一般就労、中間的就労、就労体験、職場見学など、それぞれの就労支援の形態に絞るのではなく、様々な協力を得られるよう広い視野をもって行う。
- 就労支援の形態ごとに対象者像をきちんと持つ。
- 地域の実情に合わせ事業所開拓から定着支援までを手順化することで、事業所との関係づくりの流れと役割分担について自立相談支援機関内や自治体などの関係者間であらかじめ意識の共有を図る。

### ポイント③：自治体が道筋をつける

- 自治体の生活困窮者自立支援制度担当部局はまちづくりや産業育成などの担当部局と連携することで、自立相談支援機関が地域の事業所との接触・関係づくりを行うための道筋をつける。  
（例）自治体主催の事業所説明会の開催、地域の経営者等が集まる交流会の実施

# 3 関わる者が理解・共有しておくこと

関係者間で理解・共有できているかチェックリストとして活用してみましょう

## 1 対象者像に応じた就労支援の実施についての共通認識

- ☐ 自立相談支援機関とハローワークとの間で、生活保護受給者等就労自立促進事業の対象者像の共有

## 2 就労支援の進め方（役割分担やステップ）の整理

- ☐ 一般就労・就労体験・認定就労訓練事業について、企業・事業所のリストアップ、ニーズ把握、個別調整等の進め方（役割分担やステップ）の整理
- ☐ ハローワークの協力を得るための協議・調整
- ☐ 自治体の産業雇用担当部局等の協力を得るための協議・調整
- ☐ サポステ等地域資源の協力を得るための協議・調整

## 3 必要な手続や基礎知識の共有

- ☐ 無料職業紹介の許可又は届出の手続
- ☐ 自立相談支援事業の手引き、認定就労訓練事業ガイドライン、就労準備支援事業の手引き、労働関係法令等の理解

# 4 就労の場での受け入れ

- 本人・事業所の双方から情報を得られることが大切。例えば、生活面等の変化に対し事業所が関与しにくいことも考えられるため、**就労後もコーディネーターである自立相談支援機関が双方に積極的な配慮を。（本人への定着支援、事業所へのアドバイス等）**

# 無料職業紹介とは

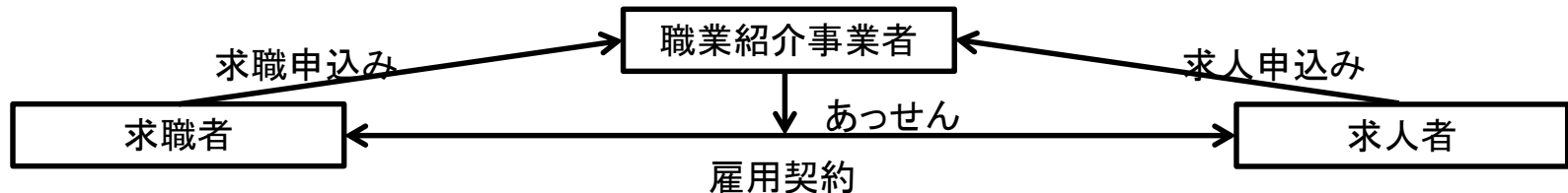


- 第6次地方分権一括法(平成28年法律第47号)による職業安定法の改正により「地方版ハローワーク」の制度が創設された(平成28年8月20日施行)。
- これにより、地方公共団体が無料職業紹介事業を実施する際の国への届出の廃止やその他各種規制が緩和され、地方公共団体が創意工夫に基づいて自主的に無料職業紹介を実施できる体制が整備された。



## 【参考：職業紹介とは】

「職業紹介」… 求人及び求職の申込みを受け、求人者と求職者の間の雇用関係の成立をあっせんすること



# 無料職業紹介のメリットは



## 1. 廃止される届出等

略(配付資料参照)

## 2. 地方公共団体が無料職業紹介を実施することによる効果

- ① 就労体験からのスムーズな一般就労移行  
→ 就労体験先の事業所で一般就労へ移行できる場合に、地方公共団体が就労体験から職業紹介まで一貫した支援が可能。
- ② 認定就労訓練事業(雇用型)へのあっせん
- ③ 地域の事業所ニーズを踏まえた求人内容の調整や職業紹介  
→ 地方公共団体の産業部門等が把握している地域の事業所ニーズ・生活困窮者の状態等を踏まえた求人内容の調整や職業紹介が可能となる。



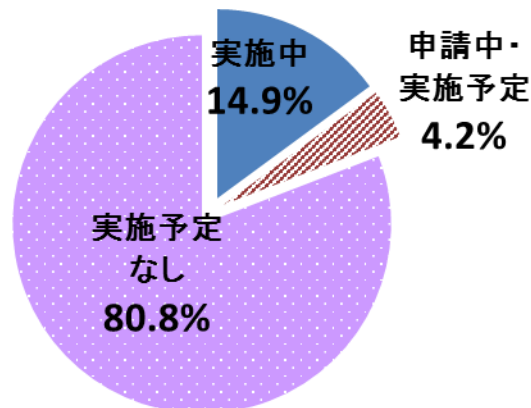
メリットは大きく3つ！

# 自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施状況

- 自立相談支援機関が認定就労訓練事業（雇用型）の利用をあっせんする行為は、職業安定法上の「職業紹介」に該当すると考えられることから、
  - ・ 直営で自立相談支援事業を実施する場合は地方公共団体が無料職業紹介事業の届出を行う必要、
  - ・ 委託により実施する場合は受託事業者が職業紹介事業の許可を受ける必要、があることはこれまで地方公共団体宛て周知してきた。
- 無料職業紹介事業の実施状況について見ると、自立相談支援事業における無料職業紹介事業の実施を「実施予定なし」の自治体が80.8%である。

## 無料職業紹介事業の実施状況

n = 825





## 厚生労働省職業安定局(ハローワーク所管部局)からのお願い

- ❏ 生活保護受給者等就労自立促進事業では、**4つの条件** を満たせば対象者になります。4つの条件のみで、ハローワークへの支援要請をご検討ください。
- ❏ 条件を満たしているかどうかの判断にあっては、事前にハローワークと判断 基準の調整をお願いします。また、**チェックシート活用を推奨**します。別添資料参照 チェックシートの作成に、一手間要りますが、支援対象者の自立のため、ご協力をお願いします。  
チェックシートを初めて活用される際には、支援要請基準等について、ハローワークとご調整をお願いします。
- ❏ **定着支援は、ハローワークでも実施します**。支援対象者の負担にならないよう、役割分担等調整をお願いします。

# 四つの条件とは？

～「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領」より～



地域の実情に応じて安定所と自治体等で協議のうえで柔軟に対応することが可能！

## ① 稼働能力を有する者

← 身体的・精神的側面から判断して、稼働能力を有し、就労が可能な状態にある者

## ② 就労意欲が一定程度ある者

← 就労意欲が著しく低い者について、国・自治体が就労意欲の喚起・向上に係る支援を行うことにより就労意欲が一定程度醸成されることが見込まれる者は対象となる。

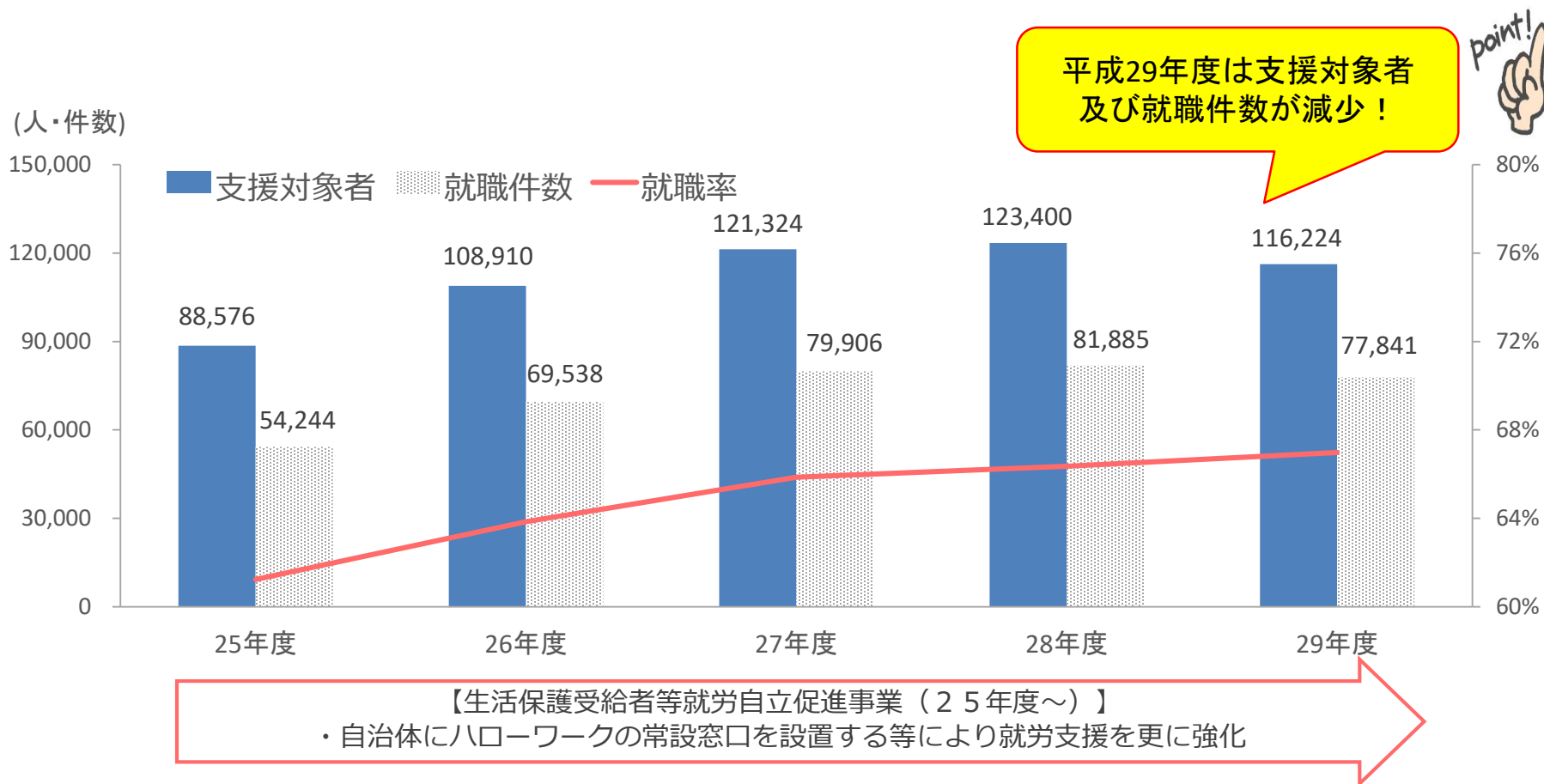
## ③ 就労に当たって著しい阻害要因がない者

← 家族の介護が常時必要である等

## ④ 事業への参加等に同意している者

# 生活保護受給者等就労自立促進事業の実績の推移

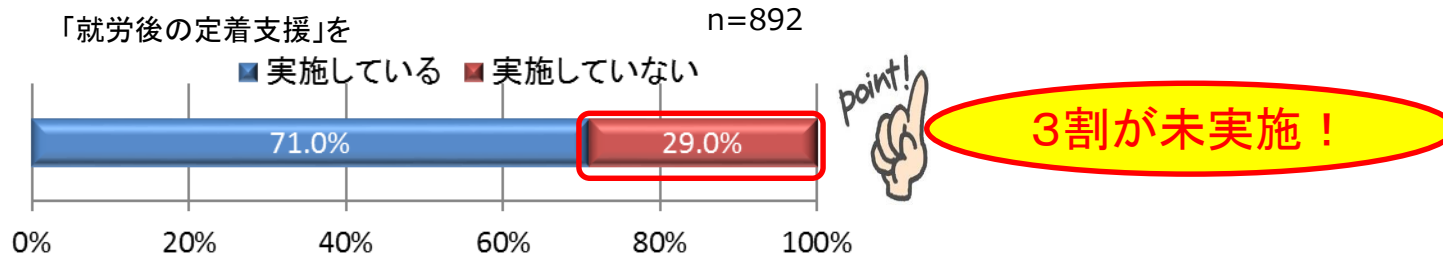
ハローワークと自治体のチーム支援による当事業は、両者の協定に基づく連携を基盤に平成23年度から実施。平成28年度の実績は、支援対象者・就職件数共に過去最高となり就職率も6割を超えている。平成29年度には、就職率が過去最高となった。



# 定着支援について

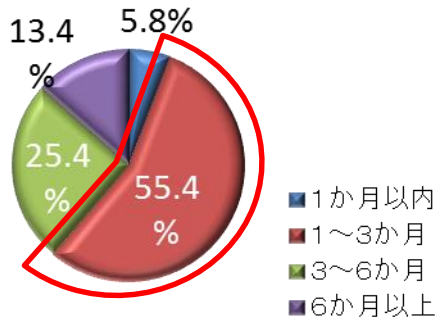
- 就労支援においては就労後にすぐに支援を終結するのではなく、定着支援等のフォローアップが重要。
- 自立相談支援事業において、7割以上の自治体が定着支援を実施している。
- 定着支援の実施期間は「1～3か月」、実施方法は「対象者本人へ電話・メール」が最も多い。
- また、定着支援による対象者の定着率が5割程度を超える自治体が、全体の4分の3近くとなっている。

## 1. 実施状況

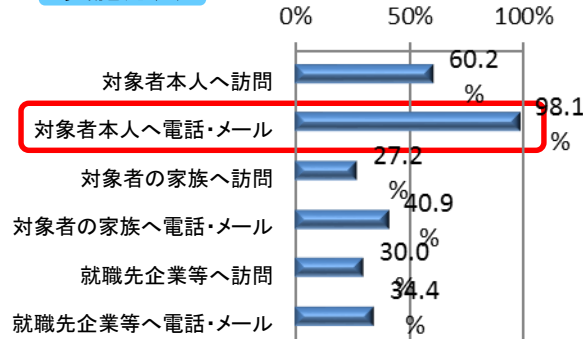


## 2. 実施期間、実施方法

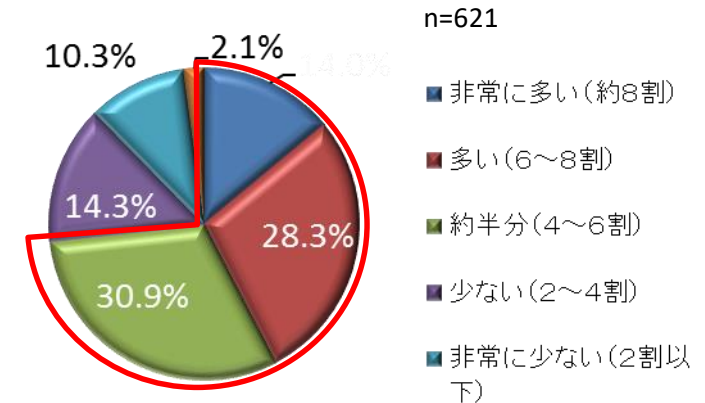
### 実施期間 n=621



### 実施方法 n=621



## 3. 定着支援の対象者の定着率



(出典) 平成28年度自立相談支援事業等実績調査。2のうち実施期間は就労後の定着支援を実施する自治体が実際の定着支援の実施期間で最も多いケースを回答したものを集計。2のうち実施方法は当てはまるものを全て回答したものを集計。4は最も当てはまるものを回答したものを集計。

# 就労準備支援事業とは



## 事業の概要

- **生活リズムが崩れている等就労に向け準備が必要な者を対象**として、一般就労の準備としての基礎能力の形成に向けて、最長1年間の集中的な支援を実施。

## 支援のイメージ

- **対象者の様々な状態像に応じて、多様な支援メニューを組み合わせたプログラムを作成。**
- **プログラムにより、一般就労に向けて、計画的かつ一貫した支援を実施。**

### 対象者の様々な状態像

- 決まった時間に起床・就寝できない等、**生活習慣の形成・改善が必要**
- 他者との関わりに不安を抱えており、コミュニケーション能力などの**社会参加能力の形成・改善が必要**
- 自尊心や自己有用感を喪失している
- 就労の意思が希薄・就労に関する能力が低い等

### 様々な状態像に対応できる多様な支援メニュー

**必ずしも段階的にやらなくても良い！**



- 日常生活自立、社会生活自立、就労自立の3つの自立段階を想定した多様な支援メニュー**による支援。(対象者の様々な状態像をカバーできる事業の幅が必要)
- 通所、合宿等の様々な形態で実施。

## 期待される効果

- 一般就労の準備としての基礎能力の習得により、**一般就労に向けたステップアップ**を図ることができる。

# 認定就労訓練事業とは



## 制度の趣旨

社会福祉法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労をする上でまずは柔軟な働き方をする者を受け入れ、その状況に応じ適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。



## 認定の仕組み

認定主体  
(都道府県、政令市、中核市)

認定

就労訓練事業の経営地の都道府県等において認定



## 認定の主旨

- 事業所へのインセンティブの付与  
(税制優遇や優先発注の仕組みの活用)
- 貧困ビジネスの排除  
(法人や事業所の運営の健全性を担保)

## 支援のイメージ

非雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象外

雇用型

特徴

- ・ 労働基準関係法令の適用対象

連携

非雇用型・雇用型ともに就労支援担当者による就労支援を実施

一般就労

自立相談支援機関(就労支援員)による定期的・継続的なアセスメント

## 期待される効果

- 対象者の状況に応じた柔軟かつ多様な働き方を可能とし、一般就労に向けた着実なステップアップを実現！
- また、就労訓練事業所の開拓等を通じて、地域における社会資源の開拓(地域づくり)を実現！

# なぜ就労訓練事業に取り組むの？



## 生活困窮者のため

- 就労は私たちにとって、生活の糧を得る機会ですが、それだけでなく、社会参加あるいは自己実現の機会でもあります。
- 生活困窮者の生活を安定させ、再び社会の中で居場所を見つけてもらうためにも、就労の機会の確保は非常に重要です。

## 地域のため

- 労働力人口が減少する中で、地域を維持するためには、「社会の支え手」を一人でも多く増やしていかなければなりません。

## 自らの事業所のため

- 生活困窮者を受け入れ、誰にとっても働きやすい職場環境をつくることは、業務の効率化だけでなく、職場定着や人材育成にもつながります。
- 生活困窮者を受け入れることにより、地域社会への貢献を行うなど、企業のCSR(社会的責任)を果たすことが可能となる。

# 認定就労訓練事業所への技術的支援

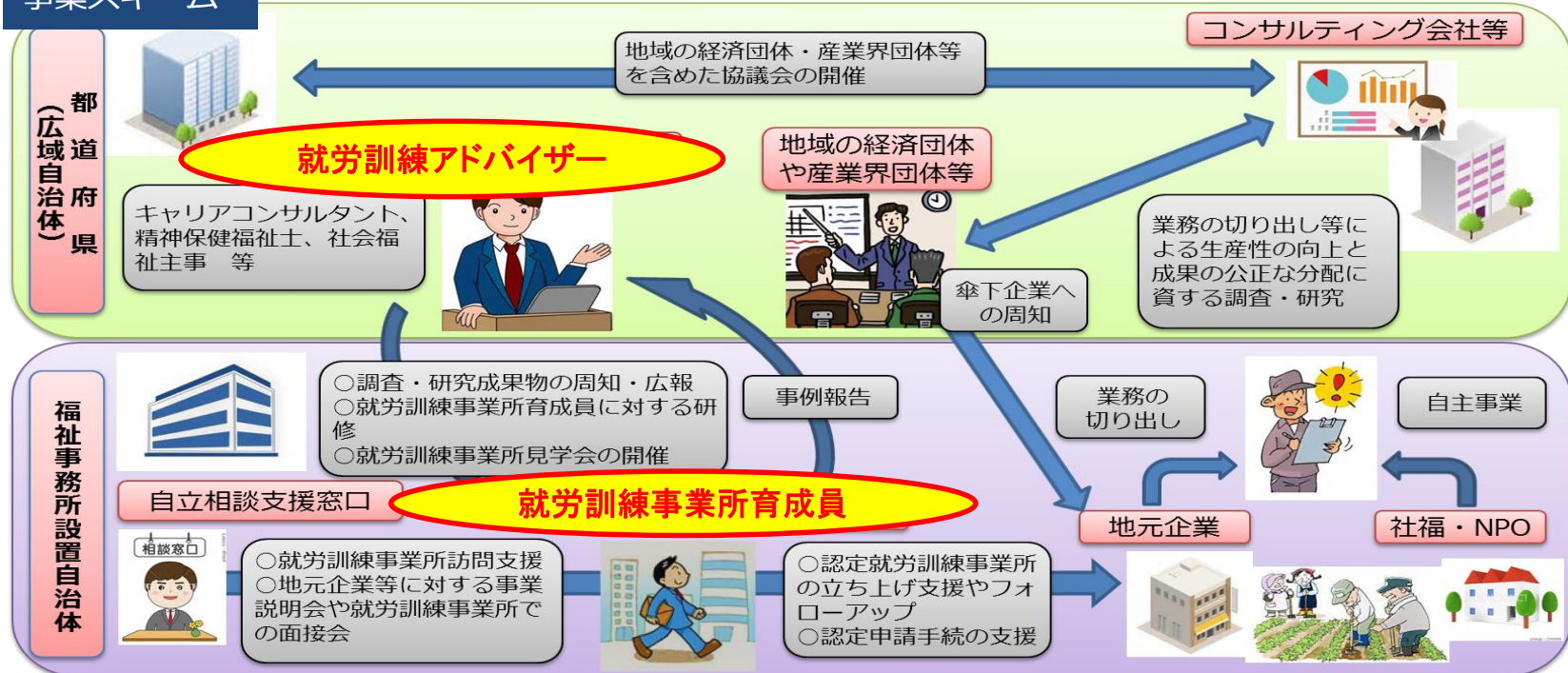
- その他事業(補助率1/2)の一つとして、
  - ・ 都道府県に**就労訓練アドバイザー**(キャリアコンサルタントや精神保健福祉士等の有資格者)を、
  - ・ 福祉事務所設置自治体に**就労訓練事業所育成員**を



| 配置職種       | 実施自治体（H29年度）                      |
|------------|-----------------------------------|
| 就労訓練アドバイザー | 奈良県、鳥取県、沖縄県                       |
| 就労訓練事業所育成員 | 仙台市、長野市、相模原市、名古屋市、大阪市、奈良県、鳥取県、高知県 |

**制度の活用を！**

## 事業スキーム





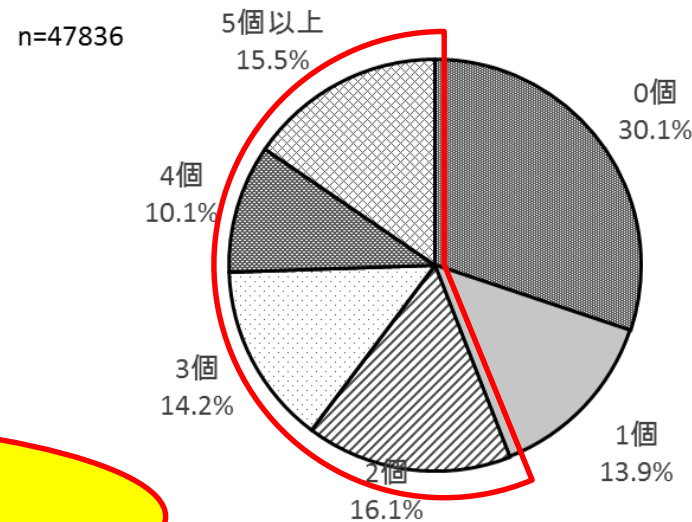
○ 新規相談者の抱える課題は経済的困窮を始め多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

## 1. 新規相談者の特性(抱える課題)



対象者が潜在している可能性は？

## 2. 左の各項目の該当個数



(出典)平成28年度社会福祉推進事業「生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関における支援実績の分析による支援手法向上に向けた調査研究事業」(みずほ情報総研株式会社)。調査対象118自治体の平成28年4月～平成28年12月の新規相談受付47,836ケースについてグラフ化したもの。



## 【相談者の課題】

## 【対応策の例】

包括的な相談支援  
(自立相談支援事業)

就労支援におけるアセスメント

履歴書の書き方がわからない

自立相談支援事業の就労支援（履歴書の書き方）

面接の練習をしたい

自立相談支援事業の就労支援（模擬面接）

自分に合う仕事を見つけない

ハローワーク（職業適性検査）

コミュニケーションに自信ない

就労準備支援事業（コミュニケーションセミナー）

朝起きられない

就労準備支援事業（生活リズム改善のための講座）

- 就労支援におけるアセスメントにより課題を把握し、多様な課題それぞれに対して支援メニューを用意。就労支援と並行して就労準備支援事業を実施するなどの工夫も必要。
- 就労準備支援事業をアセスメントの機会と捉えることも可能。（面談の間ではわからない本人の特性等を理解することができる。）

# 無料職業紹介の事例

# 無料職業紹介を活用した個別の求人開拓・あっせんの取組事例①

| 自治体名       | 運営方法                 | 取組内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 大阪府<br>豊中市 | 直営                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成18年度から無料職業紹介事業を実施。<u>独自に市内等の事業所にアプローチし、相談者の状況に応じた求人開拓を実施。</u></li> <li>○ 就労準備支援事業による就労体験を民間事業所の協力を得て実施。<u>民間事業所は「自社で働けるか」の視点で支援を行い、就労の可否を素早く判断。可能であれば無料職業紹介事業を活用して、当該事業所における一般就労につなげている。</u></li> <li>○ また、<u>一般の求人条件に応募できない就職困難者に対しては、本人の状況に応じて、就業時間の調整(1日8時間の求人を、障害者2人で4時間の求人にする、高齢者と障害者でそれぞれ6時間と2時間の求人にする等)、年齢条件を緩和、給与の支払い方法の調整(週払いや日払い等にする)をした上でマッチングを実施。</u></li> <li>○ 地域の事業所に対して、切り出せる業務を具体的に提案しつつ、求職者の紹介をすることで、求職者と事業所の相互の満足につながっている。</li> </ul> |
| 鳥取県<br>北栄町 | 直営                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年春に無料職業紹介事業を開始。商工会や農作業人材紹介センターと連携して職業紹介ができる体制を整備。</li> <li>○ 県と連携して、就労訓練事業を通じて実施する地域づくりに対する補助事業を実施。同事業の対象となった<u>農作業をメインにした事業所が認定就労訓練事業所となり、同事業所に対し雇用型での訓練へのあっせんを実施。</u></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 北海道<br>釧路市 | 委託<br>(釧路社会的企業創造協議会) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 平成27年10月から無料職業紹介事業を開始。</li> <li>○ 地域の事業所とも連携し、軽作業(就労準備支援事業による内職作業)・企業見学・就労体験・企業実習・短時間就労・一般就労という段階的な就労支援の仕組みを構築。</li> <li>○ 年齢や社会経験の乏しさ等が原因でハローワークの職業紹介だけでは就労することが困難な者については、<u>企業実習・就労体験等の段階的な就労支援を行う中で、事業所と関係を構築し、当該事業所での一般就労を目指す</u>といった支援を行っている。</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |

# 認定就労訓練の事例

# 認定就労訓練における優先発注の取組事例

## 兵庫県伊丹市（一般市）

## 優先発注（認定就労訓練）

### 1 市の概要（H28年度）

人口 202,037人  
保護率 1.6%

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 18.5  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
3.8  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 2.7  
就労・増収率(%) 89.2

### 3 認定就労訓練実施状況

市内実施団体 ①企業組合伊丹市雇用福祉事業団  
②NPO法人ワーカーズコープかんさい ※認定は兵庫県

事業概要 ・常時支援員3名体制  
(支援手続き担当、職場見学担当、就労契約手続き担当)  
・①の団体は、就労準備支援事業も受託。  
長期離職者やひきこもりは就労準備支援事業、短期離職者は認定就労訓練（雇用型、非雇用型）に振り分けて支援を実施。

課題・対応 ・雇用型の利用には無料職業紹介の取扱いが必要。  
(伊丹市は実施済み)  
・対象者に合った業務の提供が必要。優先発注分以外にも独自事業による短期就労等（長期離職者ですぐの就労困難だが給与が必要等）も実施。

優先発注認定 ①②とも平成27年8月21日

優先発注件数 ①26件 63,381千円  
②1件 6,690千円 ※平成28年度

その他特記事項 ・従前より生活保護受給者の就労支援に協力を実施し、行政との信頼関係を構築していた。  
・優先発注の効果により独自財源を得ることにつながり、更なる独自支援を行っている。（自転車貸し出しや就職活動用衣類貸し出し事業等）

### 4 事業実績（H28年度）

・就職者数 85人（うち就労支援プラン作成者人数 50人）  
・生活保護受給者等就労自立促進事業参加者数 50人  
うち就職者数 31人  
・認定就労訓練事業参加者数 実人数 非雇用型 3人 雇用型 19人  
うち就職者数 9人  
・就労準備支援事業参加者数 実人数 10人 うち就職者数 2人  
・無料職業紹介事業 紹介者数 22人 うち採用者数 12人

### 5 事業実施のポイント ～福祉部局主導の庁内連携と業務の切り分け～

#### Point

- ・福祉部局が主導となって庁内部局に優先調達の働きかけを実施。
  - ・シルバー、障害者団体との住み分けに留意。
- 業務の切り分けを行い、体力の必要な業務等を認定就労訓練事業者が担うことで、市の課題を解決している。

#### 優先発注事例

市の課題：ヌートリアの駆除  
外来種（ヌートリア）が増えており、捕獲用の檻を市内に複数箇所設置しているが、すべて見回るのは困難。



※ヌートリア：固有の生態系への悪影響や農業被害があり、繁殖力も強い。

市から優先発注を受けて、設置後の檻の見回りを実施  
(認定就労訓練事業、雇用型)

⇒運動になり、時間的な感覚も身につく（日常的自立）  
仲間とのコミュニケーションや地域住民との挨拶（社会的自立）  
就労収入を得ることで一般就労に向けた足がかりとなる（就労自立）

### 6 取り組んで良かったこと

行政：通常の行政業務の予算で生活困窮者支援を実施できた。  
事業者：優先発注により、雇用型の就労訓練を実施する業務量を確保できた。  
利用者：事業への参加により賃金を確保しながら就職活動を実施できた。

# 就労訓練推進事業(就労訓練アドバイザー)の取組状況

## 奈良県の取組例

- 平成30年度より就労準備支援事業を広域で実施する予定であったため、それに先駆けて平成29年度より就労訓練事業所の開拓・支援を充実することを目的として実施した。
- 社会福祉法人奈良県社会福祉協議会・パーソルキャリアコンサルティング(株)で構成されている特定委託業務共同事業体への委託により実施。県内11市との広域就労準備支援事業の開始に伴い、常勤職員1名(自立相談支援事業の相談支援員経験者)に加え、平成30年度より新たに常勤職員1名(就労支援・企業開拓経験者)を配置。
- 具体的な取組内容は、企業への制度の周知・啓発、認定就労訓練事業所の開拓と申請手続きの支援、自立相談支援機関のニーズ把握と地域資源の把握等を実施。
- 工夫している点として、開拓先の事業所を3段階の層に分け(実践、開発、啓発)、ターゲット別にアプローチの方法を変えている。また、事業所のニーズを把握し、事業所側のメリットを伝える(育成型人材確保、在職者の離職防止等)、支援機関による継続的な支援があることを伝える、などの取組も実施している。他に、良質な受入事例をまとめて発信することや、事業所向けの実践的な学習機会を設けるなどの取組もしていく。

## 沖縄県の取組例

- 就労訓練事業所の開拓促進及び認定就労訓練事業の利用促進を図ることを目的として、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会への委託により実施し、常勤1名を配置している。
- 平成30年3月末時点で、那覇市(中核市)を除く県所管地域で28件の認定。具体的な取組内容は以下の通り。
  - ・個別訪問を中心とした新たな事業所の開拓
  - ・事業所の利用を促進するため、管内自立相談支援機関の支援員と定期的に情報共有を行う。また、支援員が直接、事業所と連携しやすくなるよう、新規に認定された事業所と支援員の顔つなぎを行う。(自立相談支援機関の後方支援)
  - ・県HPでの広報をはじめとする周知を通して、認定申請を検討する事業所からの問合せに対する相談対応等
- 市町村には利用促進を図ることを目的として、市町村担当者向けにチラシの配布や困窮制度の担当者会議での案内等を通じて、認定就労訓練事業の制度周知を図っている。

## 就労訓練推進事業(就労訓練事業所育成員)の取組状況

### 宮城県仙台市の取組例

- 自立相談支援事業や就労準備支援事業を受託している一般社団法人パーソナルサポートセンターが受託し、28年度より事業開始。この取組によって、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓とを一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用へとスムーズにつなげることが可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は2名(常勤)配置。1名は主に企業開拓を担い、もう1名は認定就労訓練事業所と利用者とのマッチングの役割を担うことを想定している。育成員については、民間企業に長年従事した経験がある者や、ハローワークの窓口経験者が担っている。これにより、企業と対象者の両方の視点を持った支援が可能となる。
- 育成員の主な業務としては、現時点では利用者が増えていないため、開拓業務がメインとなっており、認定申請のための書類作成支援も行っている。

### 大阪府大阪市の取組例

- 認定就労訓練事業所の拡大と事業の利用促進を目的として、就労支援のノウハウを有している有限責任事業組合大阪職業教育協働機構(A‘ワーク創造館)に委託し29年度より事業開始。平成30年度からは、就労準備支援事業と就労訓練推進事業を「就労チャレンジ事業」として一体的に実施することとし、有限責任事業組合大阪職業教育協働機構を含む共同体へ委託。これにより、就労準備支援事業の就労体験先と認定就労訓練事業所の開拓を一体的に実施するとともに、就労準備支援事業の利用から認定就労訓練事業の利用まで連続的かつ包括的な支援が可能となり、利用者に対する支援効果も期待できる。
- 就労訓練事業所育成員は3名(非常勤)配置。主な資格については、キャリアコンサルタントや産業カウンセラーなどである。
- 事業所開拓以外にも、認定就労訓練事業所と利用者とのマッチング(自立相談支援機関の後方支援)や、就労支援プログラムの作成支援(認定就労訓練事業所の後方支援)等を実施している。

# 就労準備支援事業の事例

# 就労準備支援事業(福祉専門職との連携)活用事例

## ① 福井県坂井市

【委託先】社会福祉法人かすみが丘学園(事業所名:就労支援ネットかすみ(就労移行、就労継続支援B型等))

【配置されている主な福祉専門職】介護福祉士2名

【経緯】

○ 坂井市は有効求人倍率が比較的高い地域のため、就労意欲が高い人は比較的容易に仕事が見つかるものの、就労を困難とする障害要因を抱えているケースでは、手帳はなくても何らかの「障害」をもっている方が多い。

そのため、障害者福祉所管課と協議のうえ、障害者支援に強い法人のノウハウを活用することとした。

【事業内容】

○ 「坂井市就労支援ネットワーク事業」として社会福祉法人かすみが丘学園に委託を行い、日常生活自立・社会自立・就労自立に関する支援だけでなく、協力事業所の開拓や、福井障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携も含めた、地域における就労支援のネットワークづくりを担っている。

○ 就労準備支援担当者は、市内の企業や事業所を訪問し、利用者の実習等の受入先の開拓を実施するほか、必要に応じて福祉専門職と連携し、障害福祉や医療サービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

## ② 大阪府豊中市

【委託先】社会福祉法人豊中きらら福祉会(事業所名:ワークセンターとよなか(就労継続支援B型事業所))

【配置されている主な福祉専門職】社会福祉士1名

【事業内容】

○ 事業所では、事務補助や内職作業、施設外就労で利用する段ボール工場での作業などで、集団を通しての対人関係の築き方を学んだり、自己肯定感を高め、社会生活自立に向けての支援を実施。

○ 就労準備担当者と事業所の介護福祉士等が連携し、障害の疑いのある支援対象者の場合は、障害受容を促して障害手帳の取得により福祉制度につなげたり、医療的なケアが必要かを見極めていくなど必要なサービス機関へつないでいくなどの取組を実施している。

# 平成28年度新規補助事業の取組状況(生活困窮者等の就農訓練事業)①

## 京都府京丹後市の概要

人口:57,009人(H28.8月末時点)  
世帯数:22,725世帯(H28.8月末時点)  
高齢化率:34.3%(H28.8月末時点)  
保護率:10.3%(H25年度)

## 事業概要



## 1. 事業実施の背景

- 相談者への面談のみによるアセスメントに限界を感じていたことから、就農体験を通じた見立てを行うために実施。  
就農訓練を通じて利用者の自己有用感を高めたり、適正職種等を見立てる機会となっているほか、荒廃農地の利用にも繋がっている。

## 2. 実施状況・利用状況

- 企業組合労協センター事業団に委託。被保護者への就農訓練事業と一体的に実施。
- 就農訓練事業担当者2名(田畑担当1名、里山担当1名)を配置。
- 利用者は週2~5回の通所型で利用し、3か月で支援内容を見直すことにしている。
- 生活困窮者のみではなく、被保護者、サポステ利用者等も対象とすることで利用者を増やしている (事業費は利用者数に応じて按分。平成28年10月時点の利用者数:困窮者4人、被保護者2人、サポステ10人)。

## 3. 取組内容

- 農家や自治会への聞き込みにより、近隣の荒廃農地を探した上で持ち主の了解を得て、そこで田畑耕作を実施。
- この他、里山整備(集材作業補助)、事業所内での内職、他都市・地方間連携による釜ヶ崎支援機構や京都自立就労サポートセンター等との農業体験等を通じた利用者の交流も行っている。
- 知識や技術が必要な農作業を行うときは、近くの農家を講師として招いている(謝金を支給)。
- 利用者に対し工賃等を支給していないが、作業に応じてポイントを付与し、貯まったポイントを収穫した農作物等と交換できるようにしている。
- 希望者には曜日ごとに方面を決めて近隣までの送迎を実施。
- 当該事業所には自立相談支援事業の支援員も配置しており、常に連携が図られている。

# 就労準備支援事業の取組事例

## 秋田県湯沢市（一般市）

## ①就労体験を中心とした取組

### 1 市の概要

|     |          |
|-----|----------|
| 人口  | 46,330 人 |
| 保護率 | 1.3 %    |

### 2 支援状況調査（H29年度）

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 新規相談受付件数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 8.0  |
| プラン作成件数人口10万人当<br>(件) 一月当たり  | 12.1 |
| 就労支援対象者数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 5.0  |
| 就労・増収率(%)                    | 44.8 |

### 4 事業実績（H29年度）

| 利用者 | 就職者 | うち体験就<br>労利用者数 | 障害福祉サービ<br>ス等へのつなぎ | 支援終了 |
|-----|-----|----------------|--------------------|------|
| 14人 | 2人  | 8人             | 2人                 | 5人   |

※協力事業所数17か所  
(民間企業15か所、公立図書館2か所)

### 5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

#### 地域の伝統産業に関連した就労体験を実施

- 「稲庭うどん」などの麺産業が盛んな当市。製麺所から稲庭そうめん300kgがフードバンクに寄付されたことがきっかけ。
- そのままでは活用することができないため、はかりを使ってそうめんを小袋に袋詰めにする作業を発案・実施。



### 3 実施方法について

|             |                                                                                                                                                                                                                                             |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法        | 委託                                                                                                                                                                                                                                          |
| 事業費         | 7,495千円（平成29年度）                                                                                                                                                                                                                             |
| 理由<br>(委託)  | <p>○就労継続支援B型事業所や障害者グループホームを運営していたことから、障害者就労支援のノウハウを生活困窮者向けに応用できると考えたため。</p> <p>○湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会（※）にも積極的に参加しており、他の就労支援事業所からの信頼も厚く、民間の一般企業との交流も積極的に行っていたことから、社会資源の開発にも期待ができたため。</p>                                                       |
| 事業概要        | <p>○就労準備支援担当者3名を配置。農作業等を通じ、生活自立支援訓練から社会自立訓練・就労自立訓練に至る個人ごとの支援プログラムを作成し、個人の状況に応じた支援を行うことで、一般就労に就くための基礎的な能力の習得を目指す。</p> <p>○市内のNPO法人等が運営する就労継続A型・B型事業所の農場や一般企業等において、平成30年度は20名程度の就労体験を実施予定。</p> <p>就労準備支援担当者の質を高めるため、養成研修の受講や先進地視察を積極的に行う。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○ネットワーク協議会（※）の就労支援部会の機能を利用し、体験的就労の開発や確保に努める。                                                                                                                                                                                                |

#### 利用者とその家族の声

- 初対面の方々が気軽に話かけてくれ、アドバイスをしてくれる方もおり、慣れてくると会話ができるようになり、楽しく作業ができた。
- 謝金をもらったことが嬉しかったらしく、本を買って貯金をしていた。将来は自分で稼いだお金で、誕生日プレゼントを買ってくれと話してくれた。

### 6 取り組んで良かったこと

- 利用者の性格や協調性、コミュニケーション能力などを観察することができ、アセスメント内容が深めることができる。
- 利用者の自己有用感の高まり、作業の効率化を図ろうとするなどの効果があった。

※障害者等の自立生活を支援するために、地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場

# 千葉県浦安市（一般市）

## ①就労体験を中心とした取組

### 1 市の概要（H29年度）

|     |          |
|-----|----------|
| 人口  | 168,852人 |
| 保護率 | 0.9%     |

### 2 支援状況調査（H29年度）

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 新規相談受付件数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 18.4 |
| プラン作成件数人口10万人当<br>(件) 一月当たり  | 5.0  |
| 就労支援対象者数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 1.7  |
| 就労・増収率(%)                    | 57.1 |

### 3 実施方法について

|             |                                                                                                                                        |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法        | 直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）                                                                                                             |
| 事業費         | 2,302千円（困窮：1,535千円、被保護：767千円）                                                                                                          |
| 理由<br>(直営)  | ・ 庁内他制度担当部署や関係機関との連携が図りやすい。<br>・ 4名の職員が相談支援員、就労支援員、就労準備支援員、家計相談支援員を兼任し、ユーティリティープレイヤーとして機能している。                                         |
| 課題・対応       | ・ 就労準備支援事業の組み立て（何を、どのように）が困難。<br>⇒市役所内には、発送文書の封入作業、公用車の洗車、花壇整備、貸出用車椅子の点検整備などの業務がある。これを就労準備支援のメニューとして組み立て、利用者に公共のために役に立っているという意識の醸成を図る。 |
| 事業概要        | ・ 週2回市役所内や社会福祉法人等の協力を得て体験就労を行っている。インセンティブとして利用者には作業報償費（1回参加500円）を支給。損害保険は市で加入。                                                         |
| その他<br>特記事項 | ・ 市役所内の同一フロア内で週に1回ハローワークの巡回相談があり一体的な就労支援を行っている。                                                                                        |

### 4 事業実績（H29年度）

| 利用者 | 就職者 | 事業継続<br>利用中 | 体験就労<br>参加者 | うち就職<br>者 | 自立就労<br>へのつな<br>ぎ |
|-----|-----|-------------|-------------|-----------|-------------------|
| 10人 | 4人  | 3人          | 2人          | 2人        | 1人                |

※協力事業所数4か所  
（民間企業2か所、社会福祉法人2か所）

### 5 事業実施のポイント～直営での利点を活用～

#### Point

市庁舎内で仕事の切り出しを行い、対象者に合わせた体験就労を実施



#### ①市役所内

・ 公用車洗車、花壇整備、封入作業

#### ②老人福祉センター

・ 館内清掃、駐輪場整備、PC文書作成、庭園整備

#### ③特別養護老人ホーム・ケアハウス・デイサービス

・ 車いすのメンテナンス

※②③においては社会福祉協議会や社会福祉法人等の協力を得て、法人運用施設で職場体験実習も行える。

### 6 取り組んで良かったこと

- ・ 稼働能力の見立ての能力が向上し、自立相談等でも役立っている。
- ・ いままで市内業者との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わるようになり、市と市内業者の関係性がより強固になった。

# 大阪府高槻市（中核市）

## ①就労体験を中心とした取組

### 1 市の概要（H29年度）

人口 353,822人  
保護率 1.7%

※協力事業所数6か所  
（民間企業4か所、社会福祉法人2か所）

### 3 実施方法について

**実施方法** 直営（自立も直営で一体的実施、被保護とも一体的実施）

**事業費** 4,052千円（困窮：2,400千円、被保護：1,652千円）

**理由（直営）**

- ・ 関係機関との連携が図りやすい。
- ・ 委託では指揮命令系統が異なるため、迅速な対応が難しいが、直営では即座の対応が可能である。
- ・ 長期的に安定した支援を行うことができる。

**課題・対応**

- ・ 支援員の資質・能力に頼るところが大きく、人材確保が課題  
⇒ハローワークやカウンセラー養成校等に広く広報し、障がい者支援の経験がある、経験豊富な者を採用することができた。
- ・ 支援メニューが個別支援に限られている。  
⇒他機関と連携を図り、解決した（サポステのグループワークの活用、市内協力事業所の協力を得ての職場体験の実施等）。

**事業概要**

- ・ 生活記録を基に食生活・運動指導により日常生活の自立を図り、支援員とのコミュニケーショントレーニングや市内事業所と連携した職場体験等の実施により社会生活の自立を図る。また、履歴書の作成支援や面接対策等の実施により就労自立を図る。
- ・ 職場体験の受入企業には協力金（1日3,000円）を支出している。また、傷害・損害保険は市で加入。

**その他特記事項**

- ・ 自立相談支援窓口と隣接しているハローワークの常設窓口と連携し、一体的な就労支援を行っている。

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当（件）  
一月当たり 16.7

プラン作成件数人口10万人当（件）  
一月当たり 3.2

就労支援対象者数人口10万人当（件）  
一月当たり 2.0

就労・増収率（%） 62.1

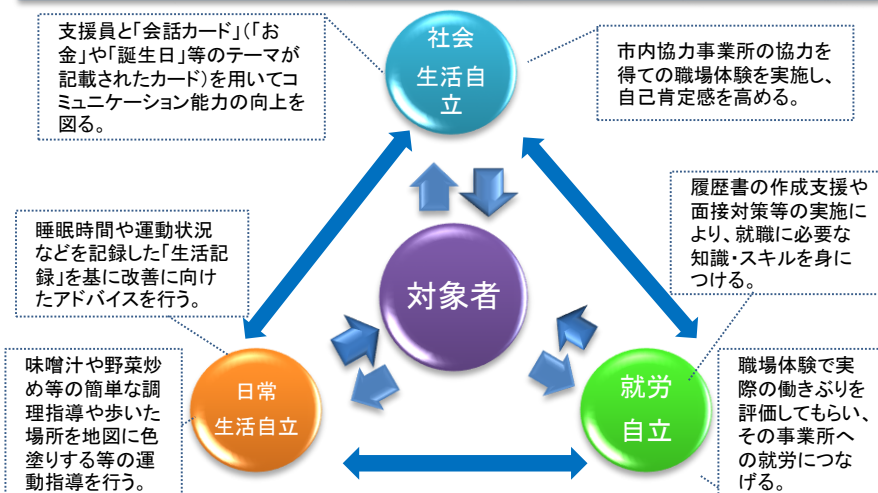
### 4 事業実績（H29年度）

|       | 利用者 | 就職者 | 体験就労者数 | 障害福祉サービス等へのつなぎ | ハローワーク等へのつなぎ | 自立相談就労支援へのつなぎ | 支援終了 |
|-------|-----|-----|--------|----------------|--------------|---------------|------|
| 生活困窮者 | 7人  | 1人  | 5人     | 4人             | 0人           | 3人            | 0人   |
| 被保護者  | 19人 | 8人  | 2人     | 0人             | 6人           | 12人           | 1人   |

### 5 事業実施のポイント～直営を活かし機動的に他機関と連携～

#### Point

ハローワークやサポステ等自治体の持つ関係機関とのコネクションを活かして事業を効果的に実施



### 6 取り組んで良かったこと

- ・ 就労支援の対象者を幅広く考えられるようになった。
- ・ 今まで市内事業所との関わりは労働部門が担っていたが、福祉部門も関わることで、市と市内事業所の関係性がより強固になった。

# 福岡県うきは市（一般市）

## ①就労体験を中心とした取組

### 1 市の概要（H29年度）

人口 30,010 人  
保護率 1.5 %

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 11.3  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
一月当たり 4.1  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 2.2  
就労・増収率(%) 50.0

### 4 事業実績（H29年度）

|       | 利用者 | 就職者 | 障害福祉サービス等へのつなぎ | 自立就労へのつなぎ | 継続 | 最終転出等 |
|-------|-----|-----|----------------|-----------|----|-------|
| 生活困窮者 | 14人 | 4人  | 2人             | 2人        | 3人 | 3人    |
| 被保護者  | 5人  | 2人  |                |           | 2人 | 1人    |

※就労準備支援の中では、活動中の状況、コミュニケーション等を鑑み、必要に応じて、障害者相談支援事業と連携し、今後の展開を検討している。

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 事業費     | 18,436千円（平成29年度）<br>①自立相談支援…8,758千円 ②就労準備支援…3,927千円<br>③家計相談支援…751千円 ④学習支援…5,000千円                                                                                                                                                                                                                                      |
| 理由（委託）  | ○地域福祉活動と共に多面的に相談支援事業を受託している社会福祉協議会へと委託する事で、広範囲の支援ネットワークを活用した生活困窮者支援が展開可能である事から。<br>○障害者相談支援事業、日常生活自立支援事業、不登校・ひきこもり対策相談支援事業等を市社協が受託しており、困窮者支援を包括的に実施する基盤が既に整備されている事から。                                                                                                                                                   |
| 事業概要    | ○主任相談支援員1名、相談・就労支援員1名、就労準備支援事業担当者2名、計4名体制（いずれも他事業と兼務）。<br>○生活困窮者自立支援事業開始前から、不登校・ひきこもり支援において就労機会の確保の為に、内職を受託し、実施できる居場所「内職シェアステーション コココンネ」を開設。<br>○平成26年度からモデル指定を受け、就労準備支援へ。<br>○平成28年度は8社の内職を受託。社会との接点を持つ為に納品は活動している皆さんと共に伺い、企業側とコミュニケーションを取る。<br>○事業認知が進み、内職商品をブランド化。自立ラーメン「まえむき」や自立そば「つながり」を販売し、原価分を除く収益は工賃として受け取っている。 |
| その他特記事項 | ○平成29年度から市が無料職業紹介所を設置。困窮者相談との接点を高め、就労出口の拡充を目指す。農福連携も実施。                                                                                                                                                                                                                                                                 |

### 5 事業実施のポイント ～就労体験を主とする中で～

#### Point

地域の企業から内職を受託し、社会福祉協議会内に作業スペースを確保の上、通所型の事業として実施



### 6 取り組んで良かったこと

○就労に至る前に本人のストレングス（強み）を確かめていくと共に、社会との接点を作っていく事で、事業所側の理解者も増え、賛同する事業所へと就職が決まる・社協全体の活動へも関心を持つなどの相乗効果が出ている。

# 兵庫県北播4市（一般市） 西脇市、三木市、加西市、加東市

## ①就労体験を中心とした取組 ③広域的な事業実施

### 1市の概要、2支援状況調査（H29年度）

|                    | 西脇市    | 三木市    | 加西市    | 加東市    |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|
| 人口                 | 39,893 | 78,414 | 44,643 | 40,296 |
| 保護率（%）             | 0.6    | 0.6    | 0.5    | 0.3    |
| 新規相談受付件数<br>一月当たり  | 2.8    | 17.4   | 17.1   | 20.2   |
| プラン作成件数<br>一月当たり   | 0.6    | 1.9    | 6.4    | 2.7    |
| 就労支援対象者数<br>一月当たり  | 0.2    | 0.9    | 2.8    | 0.8    |
| 就労・増収率<br>一月当たり（%） | 0.0    | 55.6   | 33.3   | 25.0   |

### 3実施方法について

|         |                                                                                                                                                      |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 直営（体験先へ謝金支払い）                                                                                                                                        |
| 事業費     | ・ 一人一日受入につき2,000円の謝金<br>・ ボランティア行事用保険の加入料                                                                                                            |
| 課題・対応   | 【課題】小さい一般市では独自に多くの就労体験先を開拓するのは困難である。また、就労する先は市域ではなく圏域であるため市域では限界がある。<br>【対応】 予てから、生活保護等により情報共有や連携をしていた圏域で、この課題に対して、各市が開拓した体験先を各市が相互利用できるようにした。       |
| 事業概要    | ・ 各市が体験就労先を開拓及び登録。<br>・ 利用者が体験を希望した場合、事務局市に連絡。就労体験日程等の調整を行う。<br>・ 就労体験に際しては、体験参加者がいる市と事業所が協定を結ぶ。<br>・ 利用の際には依頼市の職員が同行。<br>・ 利用日数に応じた謝金を協定に基づき体験先に支払。 |
| その他特記事項 | ・ H29年度途中より三木市が参加。<br>・ 登録事業所向けに就労体験の取組みなどを紹介した広報誌を発行している。                                                                                           |

### 4事業実績（H29年度）

|                     | 西脇市       |          | 三木市       |          | 加西市       |          | 加東市       |          |
|---------------------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|-----------|----------|
|                     | 生活<br>困窮者 | 被保<br>護者 | 生活<br>困窮者 | 被保<br>護者 | 生活<br>困窮者 | 被保<br>護者 | 生活<br>困窮者 | 被保<br>護者 |
| 利用者                 | 2         | 5        | -         | -        | 10        | 5        | 2         | 3        |
| 就職者                 | 0         | 2        | -         | -        | 2         | 1        | 0         | 3        |
| 体験以外の<br>就労支援継続     | 2         | 3        | -         | -        | 2         | 1        | 0         | 2        |
| 障害サービ<br>スへのつな<br>ぎ | 2         | 1        | -         | -        | 4         | 1        | 0         | 1        |
| 登録<br>事業所数          | 5         |          |           |          | 46        |          | 1         |          |

### 5事業実施のポイント ～地域資源を共有化する～

#### Point

小規模自治体の体制では、体験就労（就労準備）のための企業開拓の数をこなすのは簡単なことではないが、1市で多くの体験先を確保できなくても、**協定により4市分の体験先が利用可能となる。**

### 6取り組んで良かったこと

多くの業種の体験先を確保する必要があるが、これを1市で行うのは困難である。しかし、他市と協働実施を行うことによって、就労訓練のように広域的に様々な体験就労を提供できるようになった。

また、圏域の市で集まる機会を持っていることが、就労準備だけではなく、それぞれの市の課題への対応に役立っている。

### 1 市の概要（H29年度）

人口 51,007 人  
保護率 0.8 %

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 22.1  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
一月当たり 5.9  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 1.3  
就労・増収率(%) 75.0

### 4 事業実績（H29年度）

|       | 利用者 | 就職者 | 福祉サービス等へのつなぎ | その他                                     |
|-------|-----|-----|--------------|-----------------------------------------|
| 生活困窮者 | 6人  | 1人  | 1人           | 4人<br>生活保護（1名）・<br>にじカフェ（2名）・<br>中断（1名） |
| 被保護者  | 2人  | 0人  | 2人           | 0人                                      |

※就労には結び付かないような障害が疑われるケースに関して、就労準備支援事業の担当者が手帳取得の手続、受診同行及び障害年金の申請手続支援を行っている。

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 事業費     | 9,000千円（困窮：6,000千円、被保護：3,000千円）                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 理由（委託）  | ・事業利用が想定される者には、障害が疑われるケースが多いと考えられることから、障害のある方に対する就労支援の実績やノウハウを有する法人に委託することが効果的と考えられる。                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 事業概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者1名（他事業と兼務）、就労準備支援事業担当者（教員OB）1名、特別支援教育士1名の計3名体制（他事業と兼務）。</li> <li>・通年、通所型で実施しているが、家族との面談を重視しており担当者が自宅へ訪問したり、検査受診時の同行などのアウトリーチも積極的に行っている。</li> <li>・居場所機能を有する「にじカフェ」を週2回実施。</li> <li>・プログラムは多様であり、起床・夕食・入浴・就寝等の状況を把握するための生活リズムチェック表を作成しているほか、調理実習、宿泊体験、文化、芸術、スポーツ活動、食事会、作業体験等を実施。</li> </ul> |
| その他特記事項 | ・障害福祉サービスとしての就労移行支援事業、就労継続支援B型事業を実施しており、作業体験や実習の場が既に確保されていることが強みである。                                                                                                                                                                                                                                                                  |

### 5 事業実施のポイント ～障害者支援との共通点～

#### Point

障害者支援におけるノウハウを困窮者支援に活用し、**受託法人の障害福祉サービス事業所内で作業体験が可能**である。



### 6 取り組んで良かったこと

・必ずしも就労につながるケースばかりではないものの、障害が疑われるケースに対し、受託法人の人材や資源活用が可能であることから、円滑に障害福祉サービス等につなぐことが可能である。

### 1市の概要（H29年度）

人口 1,547,850人  
保護率 3.0%

### 2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 18.4  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
一月当たり 3.8  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 1.9  
就労・増収率(%) 70.2

### 4事業実績（社会福祉法人すいせい委託分／H29年度）

|       | 利用者 | 就職者 | 自立相談支援・<br>被保護者就労支援<br>へのつなぎ | 福祉サービス<br>等へのつなぎ | 継続 |
|-------|-----|-----|------------------------------|------------------|----|
| 生活困窮者 | 7人  | 0人  | 1人                           | 4人               | 1人 |
| 被保護者  | 18人 | 5人  | 7人                           | 5人               | 1人 |

※生活困窮者7人のうち、1名は死亡により終結。

### 5.事業実施のポイント

#### Point

受託法人が既に運営している**障害者就労移行支援事業所内**  
**で作業訓練を行うなど、効率的な事業実施が可能**である。

### 3.実施方法について（社会福祉法人すいせい委託分）

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法        | 委託（被保護と一体実施）                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業費         | 63,438千円（困窮：12,277千円、被保護：51,161千円）                                                                                                                                                                                                                                       |
| 理由<br>(委託)  | ・働くことに困難を感じている方、これから働くことを目指している方に対し、これまで障害者の就労支援で培ったノウハウを活かした支援が可能と考えられる。                                                                                                                                                                                                |
| 事業概要        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備支援事業担当者2名を配置（いずれも他事業と兼務）。</li> <li>・担当者が自立相談支援機関まで出向いてインテーク面接を実施し、本人の特性等を把握する。</li> <li>・就労移行支援事業所内で「製菓工場での検品作業」又は「PCを使用した事務系作業」のいずれかを本人の特性等を踏まえた上で選択し、「概ね2週間」の訓練を行う。</li> <li>・評価に当たっては、法人独自で作成した「訓練評価シート」を活用する。</li> </ul> |
| その他<br>特記事項 | ※訓練期間を「概ね2週間」と設定している理由として、仕事に就けず焦っている生活困窮者も多いことから、焦りを解消できるよう早期に道筋を示すことが必要であり、初期段階での先の見えないゴール設定を極力なくしたいと考えている。                                                                                                                                                            |



### 6.取り組んで良かったこと

・神戸市では、就労準備支援事業を6事業所へ委託していることから、本人のニーズや状況に応じた事業所を選択できる幅があり、オーダーメイド型の就労準備支援事業の提供が可能となっている。

# 熊本県

## ②障害福祉サービスとの連携 ③広域的な事業実施

### 1 県の概要 (H29年度)

|      |           |    |
|------|-----------|----|
| 人口   | 1,789,184 | 人① |
| 高齢化率 | 30.0      | %② |
| 保護率  | 1.4       | %③ |

- ①平成30年1月1日住民基本台帳人口動態統計  
②平成29年10月1日現在 県:推計人口調査(年報)  
③平成30年5月 熊本県の生活保護(速報値)

### 2 参加自治体 (H29年度)

|                   |      |
|-------------------|------|
| 県内一般市数            | 15市  |
| 参加一般市数            | 8市   |
| 県内就労準備<br>支援事業実施率 | 100% |

### 4 事業実績 (H29年度)

| 就労<br>準備<br>実績 | 利用者<br>(共同実施の<br>県・8市の件<br>数)④ | 就職者<br>⑤ |
|----------------|--------------------------------|----------|
| 生活<br>困窮<br>者  | 49人                            | 13人      |



白地の各市は  
単独で実施  
(県下全域実施)

- ④前年度からの引き継ぎを含む  
⑤作業所・就労訓練・就活等含む

### 5 事業実施のポイント～共同実施に向けた事務の流れ～

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| ①6月:   | 各市を集めて意見交換会を実施。                                                                  |
| ②8月:   | 県内各市へ翌年度の任意事業の共同実施について意向調査を行う。                                                   |
| ③10月:  | 県内各市へ2回目の意向調査を行う。                                                                |
| ④      | 2回目の意向調査を踏まえて翌年度の委託予定額(概算)を算定し、共同実施予定の市へ予算額(案)を諮る。                               |
| ⑤12月:  | 共同実施予定の市へ、翌年度に向けた事業内容の改善等の意見を求める。                                                |
| ⑥      | 12月補正予算で翌年度委託料(単年契約)の債務負担行為の設定を行う。                                               |
| ⑦      | ⑤を踏まえ、翌年度に向けた任意事業の要綱の改正を行う。                                                      |
| ⑧      | 共同実施予定の市から、事業の同意を受付ける。                                                           |
| ⑨1～3月: | 企画コンペ方式により翌年度の委託業者の選定を実施する。                                                      |
| ⑩2～3月: | 共同実施の市と翌年度の事業実施の協定を締結する。                                                         |
| ⑪3月:   | 翌年度の業務委託について委託業者と契約締結を行う。<br>併せて共同実施の各市へ契約額に基づく市の負担額を提示する。<br>(国庫補助申請の際にはこの額が反映) |
| ⑫4～3月: | 事業実施                                                                             |
| ⑬3月末:  | 委託業者へ会計(経理)の検査を実施。<br>(なお、事業内容は毎月報告を義務付けている。)                                    |
| ⑭3月末:  | 委託業者から本年度の委託の精算報告を受け付け、委託金額を確定させる。<br>この額に基づき、共同実施の各市に対し負担金を徴収する。                |

### 6 取り組んで良かった点

学校法人と社会福祉法人が共同体で事業を実施することで、両法人の有する人的資源・社会的資源を活用し、専門性を生かした支援を行っている。中でも、家庭環境が改善され、長期の引きこもり状態から脱却し自立に向けた活動を開始した支援者の例が、この取り組みの成果として挙げられる。

### 3 実施方法について

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法                 | 委託(生活困窮者を対象) [熊本県(県管轄の23町・8村)と8市の共同実施]<br>(共同実施自治体の人口695,134人)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 事業費                  | 26,000千円(平成29年度総額)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 委託選定                 | 生活のリズムが崩れている、社会との関わりに不安を抱えている、就労意欲が低下している等の理由で就労準備が整っていない生活困窮者を対象としていることから、コミュニケーション形成を通して一般就労へとつなげるノウハウを持ち、専門知識を有する支援員を配置可能な、かつ共同実施の市を含めた県下全域で事業を実施できる法人に委託する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 実施体制                 | ・学校法人と社会福祉法人の共同体へ事業を委託し実施しており、教育分野と福祉分野のノウハウや専門性を生かした支援を実施。<br>・支援員を県北・県央・県南のそれぞれの区域に拠点を置き、支援員を常勤換算で2名以上、各区内に偏りが生じないよう配置している。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 共同体による福祉と教育二つの視点での実施 | 【福祉的支援】障害福祉サービスとしての就労継続支援A型・B型事業所等を有しており、対象者の状態像に応じた体験を実施する。また、 <b>障がい者就業・生活支援センター</b> があり、福祉の専門性を生かした支援を行っている。精神保健福祉士等を配置し、専門家の立場からのカウンセリングを行うなど様々な支援対象者に対応している。<br><br>【教育的支援】自己理解やビジネスマナー、職業人講話など各種セミナーを実施するなど支援対象者に応じてプログラムを作成し、支援を行っている。キャリアコンサルタント・臨床心理士等による専門的な相談を実施し、また、職業訓練・就労支援等の相談事業も有し、複雑な問題を抱える支援対象者に対応している。<br><br>【ひきこもり等支援】当初より専門の心理カウンセラーを配置し、ひきこもりやニート等の支援対象者へアウトリーチを基本とした寄り添い型の支援を実施している。支援対象者の安心・安全な「居場所」を確保する意味でも家庭環境を重視し、家族会の活動を通じて世帯支援も行っている。 |

# 熊本県における任意事業の広域的实施について

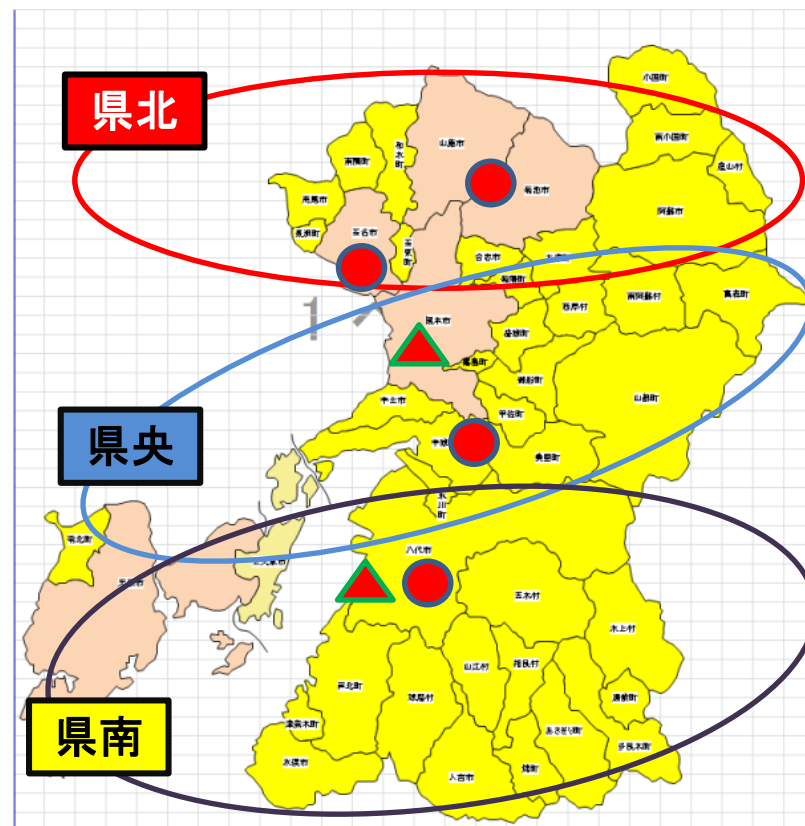
- 熊本県では、困窮者の多様な課題に対応するため、任意事業（就労準備支援・家計相談支援等）について、各市と任意事業の共同実施を行っている。
- 具体的には、県による各市に対する共同事業への参加の意向調査を行った上で、参加意向の市も含め県が一括して委託。

## ■ 就労準備支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15  
→ 県との共同実施（委託先：社会福祉法人と学校法人の共同事業体）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を4カ所（県北2カ所、県央1カ所、県南1カ所）（●）を設け、各拠点に支援員を配置。
- 支援員が相談を行うとともに、各地域における就労体験先の開拓・誘導を実施。

## ■ 家計相談支援事業

- 実施自治体数／全自治体数 : 15／15  
→ 県との共同実施（委託先：グリーンコープ）は9自治体（その他の自治体は個々に委託して実施）
- 拠点を2カ所（県央1カ所、県南1カ所）（▲）を設け、各拠点に支援員を配置。
- その支援員が各自治体の要請に応じて曜日を決めて各自治体に出向き巡回相談を実施。



京都府、福知山市、舞鶴市、綾部市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、木津川市（都道府県及び一般市）

## ③広域的な事業実施

### 1 府の概要 (H29年度、京都市を除く)

人口 1,151,070人  
保護率 1.3%

※人口は、平成29年1月1日現在  
保護率は、平成29年12月分

### 2 参加自治体 (H29年度)

府内一般市数 14市  
参加一般市数 8市  
府内就労準備支援事業実施率 100%

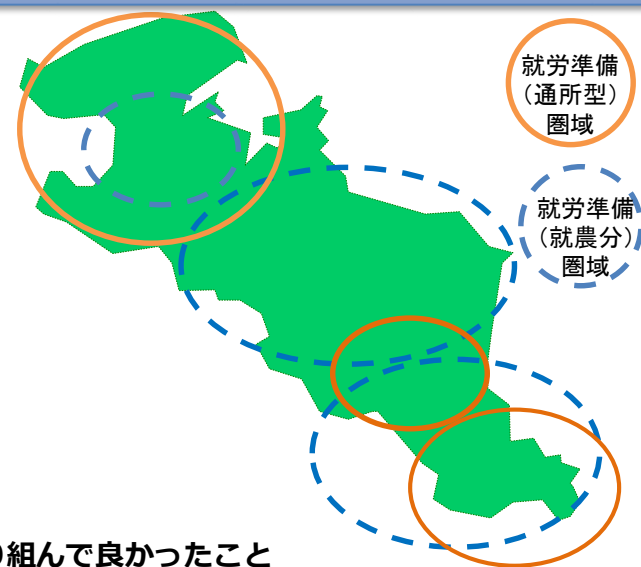
### 4 事業実績 (H29年度)

| 就労準備実績 | 利用者 | 就職者 |
|--------|-----|-----|
| 生活困窮者  | 25人 | 8人  |
| 被保護者   | 31人 | 8人  |

### 5 広域実施の状況 ～府内圏域の範囲～

#### Point

都道府県が広域で実施するだけではなく、自治体へ事業実施にかかる電話相談や支援調整会議等へ助言者を派遣することにより、単独実施の一般市もサポートしている。(委託)



### 6 取り組んで良かったこと

府が主導して広域実施をすることで、府域全体として就労支援のノウハウの標準化や資源開拓が進み、単独で実施する一般市も増加している。なお、実施率100%を達成。

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）…平成25年度から府内全域で広域実施                                                                                                                                                                                                                                |
| 事業費     | 平成29年度<br>18,700千円（3圏域の通所型経費）うち京都府負担:3,000千円                                                                                                                                                                                                                   |
| 課題・対応   | <p>【課題】府が担う町村部は対象者が少なく、資源が不足しており、一般市においては、生活困窮者等に対する就労支援のノウハウや資源にもバラツキがあり、取組が進まない。</p> <p>【対応】①スケールメリットを生かした、効率的・効果的な実施<br/>②ノウハウの標準化や資源開拓の効率化を図るため、府と一般市と共同で実施</p>                                                                                            |
| 事業概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成27年度は、拠点のベース的な経費(人件費・家賃等)を府が負担し、各自治体は単価契約での利用者数に応じた経費を負担</li> <li>・平成28年度からは、共同実施する各地域毎に、自治体で費用按分し、各地域事情等を加味の上、負担額を決定</li> <li>・府委託先の京都自立就労サポートセンターが各自治体の相談・就労支援の取組をサポート</li> </ul>                                  |
| その他特記事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通所型…セミナー、軽作業、職場体験等を通所型で実施(共同)</li> <li>・宿泊型…セミナー、軽作業、職場体験等を4泊5日の合宿型で実施</li> <li>・就農訓練…農作業を中心とした就労体験等を通所型で実施(町村部のみ)</li> <li>・スキルアップ訓練…府内各地で各種のセミナーや体験・見学会を1日～1か月の単位で実施。(府委託先の京都自立就労サポートセンターとの契約締結により一般市利用可)</li> </ul> |

大阪府、東大阪市、岸和田市、池田市、泉大津市、  
泉佐野市、河内長野市、羽曳野市、摂津市、藤井寺市  
(都道府県・中核市・一般市)

## ③広域的な事業実施

### 1 府の概要 (H29年度時点)

|     |             |
|-----|-------------|
| 人口  | 8,826,276 人 |
| 保護率 | 3.3 %       |

### 2 参加自治体 (H30年度)

|                    |      |
|--------------------|------|
| 福祉事務所<br>設置自治体数    | 35   |
| 就労準備支援事業<br>実施自治体数 | 31   |
| 府内就労準備<br>支援事業実施率  | 88.6 |
| 参加自治体数             | %10  |

### 4 事業実績 (H29年度)

| 就労準備実績 | 利用者 | 就労による自立 |
|--------|-----|---------|
| 生活困窮者  | 37人 | 5人      |
| 被保護者   | 60人 | 0人      |

協力事業所数241事業所  
 営利団体 128か所  
 社会福祉法人 87か所  
 農業法人等 5か所  
 NPO法人 9か所  
 その他 12か所

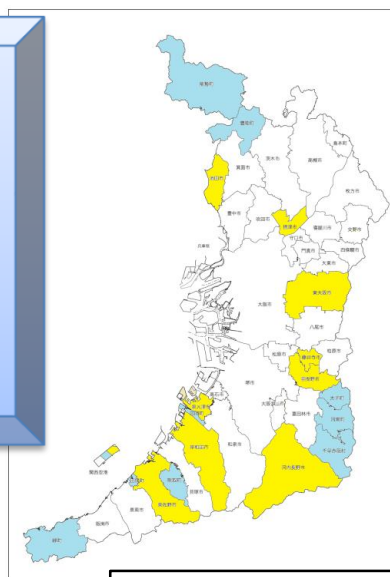
### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）…平成28年度から府内全域で広域実施                                                                                                                                                                                             |
| 事業費     | 平成29年度13,154千円<br>(就労準備支援事業（被保護含む）：5,725千円)<br>自立相談支援事業（就労支援の一部）：7,429千円)                                                                                                                                                   |
| 課題・対応   | 【課題】就労支援等について、協力事業所の開拓や支援ノウハウの蓄積などを、1自治体で対応するのは困難。<br>【対応】上記課題への対応を目的として、大阪府が管内自治体に就労準備支援事業と自立相談支援事業（うち就労支援の一部）の広域実施を呼びかけ<br>（委託先：有限責任事業組合大阪職業教育協働機構《A'ワーク創造館》）                                                             |
| 事業概要    | ①就労準備支援事業・被保護者就労準備支援事業<br>・職場見学や就労体験の受け入れ事業所の開拓<br>・就労体験、職場見学、就労準備支援講座等の企画・実施<br>②自立相談支援事業<br>・就労先となる事業所の開拓、アセスメントや支援プラン作成の助言、支援調整会議の参加等                                                                                    |
| その他特記事項 | ・費用は参加自治体で按分。契約や委託料の支払い等の事務は大阪府が代表して行い、参加自治体は大阪府へ負担金を支払う。<br>・負担金の額は「基本負担額（均等割負担額）」と「稼働年齢層人口割負担額」で構成。双方の割合は「基本3：人口1」に設定。<br>・日常的な支援については、参加自治体と委託先が直接やりとり。大阪府は必要に応じて連絡・調整などを行う。<br>・事業の実施状況の共有等を目的に、全参加自治体と委託先が参加する全体会議を開催。 |

### 5 事業実施ポイント ～実施地域～

#### Point

都道府県が事業内容を企画し、  
広域実施を管内自治体へ提案。  
生活困窮者自立支援法施行後  
に開始したため、事業内容の合  
意をどのように得るかが重要。  
また、広域実施であっても、各  
自治体が主体性を失わず、能  
動的に取り組むよう、事業内容  
を企画し、運営することが重要。



黄色…参加自治体(中核市・一般市)  
 水色…参加自治体(郡部)

### 6 取り組んで良かったこと

- ・営利団体、社会福祉法人、農業法人等、NPO法人など幅広い職種の就労体験、職場見学が可能となった。
- ・自治体は、支援員1人当たりの人件費の半額程度の予算額で参加可能。就労準備支援事業を実施する敷居が下がった。

# 北海道岩見沢市（一般市）

## ④被保護者と一体的な取組

### 1 市の概要（H29年度）

|     |          |
|-----|----------|
| 人口  | 82,218 人 |
| 保護率 | 2.4 %    |

### 2 支援状況調査（H29年度）

|                    |      |
|--------------------|------|
| 新規相談受付件数人口10万人当(件) |      |
| 一月当たり              | 18.8 |
| プラン作成件数人口10万人当(件)  |      |
| 一月当たり              | 5.7  |
| 就労支援対象者数人口10万人当(件) |      |
| 一月当たり              | 1.6  |
| 就労・増収率(%)          | 62.5 |

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）…自立相談支援事業も実施                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 事業費     | 16,416千円（困窮：約5,400千円、被保護：11,016千円）                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 理由（委託）  | 業務遂行能力、企画提案の妥当性、所要経費の見積内容・金額など総合的に判断し選定。                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 課題・対応   | <p>○就労準備支援事業への参加者の人数が多くなり、引きこもっていた方が、はじめて参加するには人数が多すぎる。</p> <p>→少人数制（3名前後）のプログラムを新たに開発し、実施している。また、男性が苦手な相談者もいることから、女性のみで実施する女子会を開始した。</p> <p>○就労準備支援事業に参加し、就労につながる者が増加してきた。企業訪問や現場担当者・本人・支援員が参加する三者面談を実施し、定着支援を実施しているが、根幹にある孤立の解消が難しい。</p> <p>→就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象にした、新規プログラムを開発し、2月に1度実施している。</p> |
| 事業概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・体験利用も可能。</li> <li>・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、居場所づくり、女子会、就労定着など。</li> <li>・利用者のニーズ、状態に合わせてプログラムを実施。</li> </ul>                                                                                                                                                         |
| その他特記事項 | 自立相談支援事業・被保護就労支援事業・就労準備支援事業を一体的に実施。                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

### 4 事業実績（H29年度）

| 就労準備実績 | 利用者 | 就職者 | 福祉就労へのつなぎ | 就労支援へのつなぎ |
|--------|-----|-----|-----------|-----------|
| 生活困窮者  | 33人 | 9人  | 7人        | 17人       |
| 被保護者   | 20人 | 12人 | 3人        | 5人        |

### 5 事業実施のポイント ～利用者像に合わせてプログラムを開発～

就労準備支援事業の対象者像は、支援をすることで少しずつ変化していき、そのニーズも変わる。また、人数が増えることで、プログラムの効果も変化するため、利用者像に合わせてプログラムを開発することが重要。

|                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Step0<br>居場所づくり・通所訓練<br>女子会<br>作業チーム                     | 【女子会】グループ活動への参加が難しい、男性が苦手という方が、まずは人々に通うことを目的に実施。【本人の希望によっては、自宅（相談員と本人）で実施することもある】<br>【例】塗り絵・裁縫・お茶会・アクセサリーづくりなど<br>【作業チーム】グループ活動への参加が難しい方を対象に、アイロップづくりやお手玉づくりなど軽易な仕事体験を行う。                                                                                                        |
| Step1<br>生活自立支援訓練<br>たのしみ隊<br>まなび隊                       | 【たのしみ隊】レクリエーション活動を通して、生活習慣の改善や他者との関係づくりを学びます。<br>【例】家で手軽に作れる料理教室・ゲーム大会・ヨガ・地域づくりの講話・季節の行事など<br>【まなび隊】基礎学力に自信がなくて不安を感じている人が、常用漢字、熟語、ことわざの意味、四則計算などを学びます。この他、社会科見学も定期的に実施している。                                                                                                      |
| Step2<br>社会自立支援訓練<br>たいけん隊<br>しごと見学隊                     | 【たいけん隊】地域イベントやプロジェクト活動に参加して、就労に必要な自信、経験及び能力を身につけます。<br>【例】商店街の各種活動、まちなか朝市・プロジェクトクリスマス・教育大学の事業へ参加<br>【しごと見学隊】職場を見学し、職場のイメージづくりを行います。<br>【例】製造業・ホテルペットメイク・スーパーのバックヤード・B型、A型事業所など                                                                                                   |
| Step3<br>就労自立支援訓練<br>はたらき研<br>はたらき隊<br>パソコン隊<br>就労支援セミナー | 【はたらき研】「はたらくことは、そもそもどういうことなのか？」3月1クールで、参加者同士のグッドトークの話しをきいたり・知識を身につけながら、働くことについて考えます。<br>【はたらき隊】希望に応じて、職場体験を実施します。（飲食店・ホテルの客室清掃など）<br>【パソコン隊】パソコンの基本操作について、個々の習熟度に応じて学ぶプログラムです。<br>【就労支援セミナー】履歴書・職務経歴書の書き方、面接練習、ビジネスマナー講座、メイクアップ講座、グッドトーク（市内で働いている方が講師）を行い、就職活動の基本的な知識・技能を身につけます。 |
| Step4<br>就労定着支援<br>ゆるりんく                                 | 【ゆるりんく】就労後の定着支援（孤立防止・危機介入）を目的に、就労を開始、卒業した者を対象に2月に1度実施している。<br>【例】クレープづくり、地域のお祭りへの参加、忘年会、遠足など                                                                                                                                                                                     |

### 6 取り組んで良かったこと

プログラムを細く段階的に準備することで、多様な利用者の状態・ニーズに対応できる。また、就労開始後のプログラムを実施することで、孤立の解消や、早期の危機介入が可能になった。

### 1市の概要（H29年度）

人口 562,036 人  
保護率 1.7 %

※協力事業者数61か所  
（民間企業54か所、社会福祉法人7か所）

### 2支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 19.6  
プラン作成件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 4.3  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 3.0  
就労・増収率(%) 96.5

### 3実施方法について

|         |                                                                                                                                                                 |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託（被保護と一体的実施）…自立相談は直営                                                                                                                                           |
| 事業費     | 約10,000千円（困窮：約400千円、被保護：約600千円）                                                                                                                                 |
| 理由（委託）  | ・類似する事業の実績や職員体制（専門職）が確保されている事業所に委託することで効果的に、また、対象者が類似する被保護者と一体的に委託することで効率的な事業実施ができる。（地域若者サポートステーション事業者）                                                         |
| 課題・対応   | ・自立相談は直営で実施しているが、就労準備についてはノウハウもなく、対象者の確保がどこまでできるか不明であった。<br>⇒これに対して、地域若者サポートステーション事業を既に地域で実施している事業者に委託することで、ノウハウ不足との課題に対応でき、また、被保護と一体的に実施することで、利用者数の確保の課題に対応した。 |
| 事業概要    | ・通年、通所型で実施。（駅前に拠点あり）<br>・利用勧奨の際には体験利用も可能。<br>・プログラムは多様にあり、セミナー、ボランティア、就労体験、職場見学、農業体験、物づくり実習、合宿など。<br>・プランにより利用プログラムは変わる。                                        |
| その他特記事項 | ・地域若者サポートステーション事業のノウハウを活かしている。                                                                                                                                  |

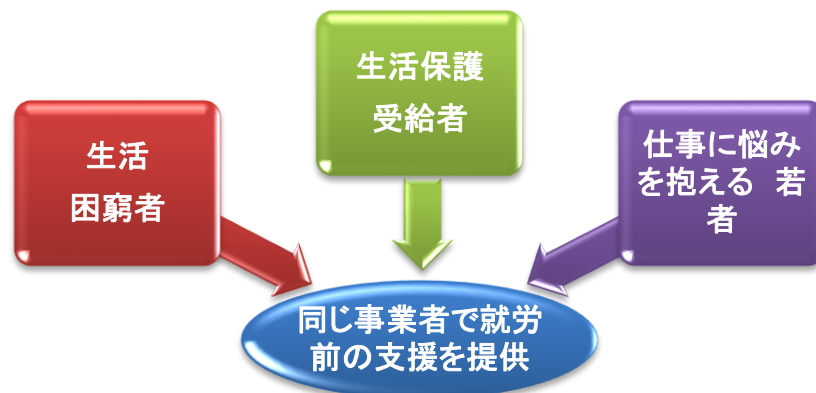
### 4事業実績（H29年度）

|       | 利用者 | 就職者 | 障害者福祉等へのつなぎ | ハローワーク等へのつなぎ | 自立相談就労支援へのつなぎ | 支援終了 |
|-------|-----|-----|-------------|--------------|---------------|------|
| 生活困窮者 | 17人 | 0人  | 3人          | 2人           | 2人            | 6人   |
| 被保護者  | 14人 | 2人  | 6人          | 3人           | 2人            | 12人  |

### 5事業実施のポイント ～地域資源を活かす～

#### Point

生活困窮者の対象者のみでは、規模が小さく事業化できなくても、類似する事業と一体的に実施することで、事業化ができるだけでなく、**スケールメリットを活かして委託額を含め効率的な事業実施となる。**



### 6取り組んで良かったこと

複数の事業を一体的に実施していることから、メニュー数も多く、利用者に合わせたプランニングができる。また、利用者は体験や経験が少ないことから、これに対しても様々な体験や経験を提供できる。

# 就労準備支援事業の取組事例

## 千葉県佐倉市（一般市）

## ⑤ 認定就労訓練との一体的実施

### 1 市の概要（H29年度）

|     |          |
|-----|----------|
| 人口  | 176,518人 |
| 保護率 | 0.68%    |

### 2 支援状況調査（H29年度）

|                              |      |
|------------------------------|------|
| 新規相談受付件数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 11.7 |
| プラン作成件数人口10万人当(件)<br>一月当たり   | 5.8  |
| 就労支援対象者数人口10万人当<br>(件) 一月当たり | 1.1  |
| 就労・増収率(%)                    | 69.6 |

### 4 事業実績（H29年度）

| 利用者 | 就職者 | 障害福祉サービス等へのつ<br>なぎ | ハローワーク<br>等へのつなぎ |
|-----|-----|--------------------|------------------|
| 10人 | 8人  | 1人                 | 1人               |

※認定事業所数7か所

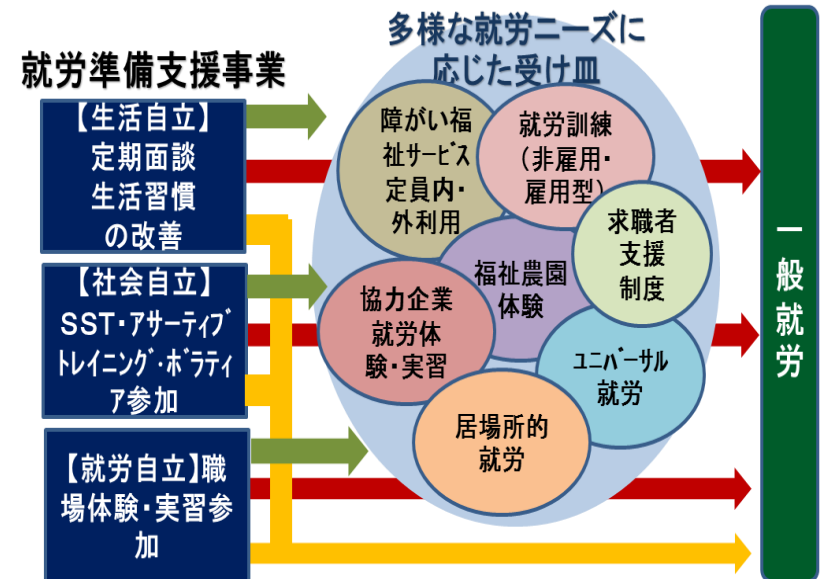
※協力事業所数（民間企業175か所、社会福祉法人2か所）

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                       |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託：佐倉市生活困窮者自立支援事業共同事業体<br>（社会福祉法人佐倉市社会福祉協議会・社会福祉法人光明会・社会福祉法人生活クラブ）                                                                                                    |
| 事業費     | 約15,000千円（平成28年4月1日～平成30年3月31日）                                                                                                                                       |
| 理由（委託）  | ・共同事業体を構成する各法人の得意分野を生かし、既存の社会資源・ネットワークを活用することが事業実施に当たり効果的と考えられる。                                                                                                      |
| 課題・対応   | ・就労支援のプロセスにおいて、利用者の自己有用感を高めるには、実際の職場における就労体験を通じての自己実現の達成が求められることから、多様な就労ニーズに応じた受け皿を整備することが喫緊の課題であった。                                                                  |
| 事業概要    | ・就労準備支援員（いずれも就労支援員兼務）2名を配置。<br>・働きたい方を早期に職場に繋げ、就労自立に向けた支援を実施する。（職場実践型）短期間で一般就労に就く見込みがある方には、早期に職場での訓練を通じて定着を図る。また、一般就労に就くまで時間がかかりそうな方には、就労訓練事業等につなぎ、伴走型の支援により一般就労を目指す。 |
| その他特記事項 | ・協力認定就労訓練事業所（7事業所）と連携することにより、支援対象者のペースに合わせた見学や実習、就労体験等の受け入れを実施している。                                                                                                   |

### 5 事業実施のポイント

～ 就労準備事業の委託先が自身の法人内の事業所等を認定訓練事業所とすることで多様な就労ニーズに応じた受け皿の開拓を推進。（7事業所）



### 6 取り組んで良かったこと

協力認定就労訓練事業所との連携運営により、支援対象者のペースに合せた見学や実習、就労体験等の受け入れを入り口とした認定就労訓練の実施が可能となる。

# 就労準備支援事業の取組事例

## 神奈川県相模原市（指定都市）

## ⑤ 認定就労訓練との一体的実施

### 1 市の概要（H29年度）

人口 722,117人  
保護率 1.9%

※認定事業者数19か所  
※就労準備協力事業所数29か所  
（民間企業23か所、社会福祉法人6か所）

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                            |
|---------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 委託：パーソルテンプスタッフ株式会社（被保護者と一体的実施）                                                                                                                                                                             |
| 事業費     | 42,697千円（困窮：10,040千円、被保護32,657千円）                                                                                                                                                                          |
| 理由（委託）  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・有料職業紹介での実績があり、これまでに培った地域とのつながりをいかすことができる。</li> <li>・市の無料職業紹介事業も受託しているため、入口から出口までワンストップで就労支援ができる。</li> </ul>                                                        |
| 課題・対応   | <p>（課題）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・支援対象者の就職活動費の確保（対応）</li> <li>・有償ボランティアを確保する。</li> <li>・徒歩圏内で支援ができるように受け入れ先を開拓する。</li> <li>・市社会福祉協議会の事業を活用する。</li> </ul>                                 |
| 事業概要    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労準備の委託と併せて、認定就労訓練事業所育成員1名配置し、就労準備の体験先や認定就労訓練事業所の開拓を行っている。</li> <li>・就労準備と就労訓練を一体的に実施し、支援対象者の課題や状況に寄り添った支援をしている。</li> <li>・居場所づくりや就農訓練等多様なメニューで支援をしている。</li> </ul> |
| その他特記事項 | ・地域資源の活用と地域ニーズを考慮することで、地域の協力が得られ、また、地域からの相談も受けやすくなった。                                                                                                                                                      |

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当（件） 一月当たり 36.6  
プラン作成件数人口10万人当（件） 一月当たり 2.7  
就労支援対象者数人口10万人当（件） 一月当たり 2.3  
就労・増収率（%） 87.3

### 4 事業実績（H29年度）

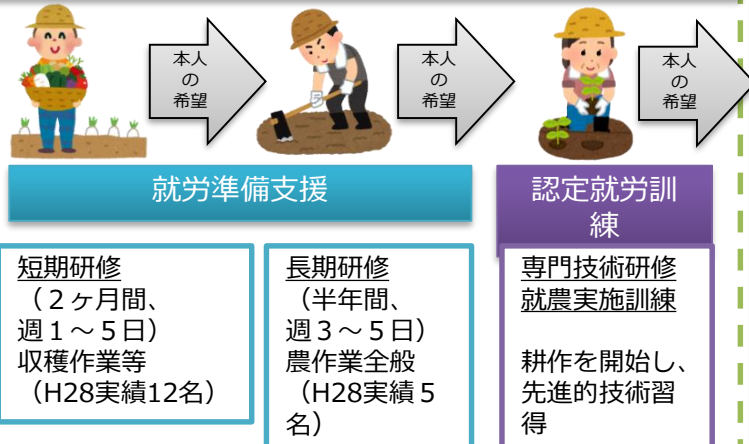
|       | 利用者  | 就職者 | 認定訓練事業移行者 | 障害福祉サービス等へのつなぎ | ハローワーク等へのつなぎ | 自立相談就労支援へのつなぎ | 支援終了 |
|-------|------|-----|-----------|----------------|--------------|---------------|------|
| 生活困窮者 | 126人 | 38人 | 17人       | 10人            | 2人           | 5人            | 54人  |
| 被保護者  | 238人 | 40人 | 11人       | 7人             | 168人         | 0人            | 12人  |

### 5 事業実施のポイント ～一体的実施でまとめて企業開拓～

#### Point

就労準備支援事業の委託先が認定就労訓練事業所の開拓も実施することで、対象者に応じた多様な受け皿を確保。

#### 同一協力事業所内で実施 （就農訓練への移行例としてのイメージ）



### 6 取り組んで良かったこと

活動をとおして、地域には様々な課題を抱える支援対象者を受け入れる力があるとあらためて実感できた。今後地域へのアウトリーチを工夫することで、より包括的な支援が実施できると考えている。

## 1 市の概要（H29年度）

人口 55,944 人  
保護率 0.9 %

## 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 18.8  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
一月当たり 9.7  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 1.7  
就労・増収率(%) 50.0

## 3 実施方法について

|             |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法        | 直営＋委託（被保護と一体的実施）                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 事業費         | 17,245千円※（平成29年度） ※被保護との合計額                                                                                                                                                                                                                                          |
| 理由<br>(委託)  | <p>&lt;通所型就労準備&amp;就農訓練&gt;</p> <p>○地域若者サポートステーション事業を実施してきた実績と農林業の訓練やセミナーを実施してきたノウハウ。また、農業事業者や関係団体、農家とのコネクションを有していることから、事業を労協センター事業団へ委託している。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○広域事業（府内8市と府）の合宿型セミナーは、京都府が委託をしている（一社）自立就労サポートセンターへ委託。就労体験と簡易なセミナーは、直営で実施している。</p>            |
| 事業概要        | <p>&lt;通所型就労準備&amp;就農訓練&gt;</p> <p>○専任の就労準備支援員2人と他事業兼務の就労準備支援員1人の3名体制。</p> <p>○空き保育所を活用して、通年・通所型で室内での内務作業、園庭と周囲の田畑での農業体験、市内山林での里山整備（林業）体験を実施。</p> <p>○通所については、様々な理由で移動手段が確保できない人に対して、送迎車による送迎を行っている。</p> <p>&lt;その他&gt;</p> <p>○合宿型セミナーは、セミナー・軽作業・職場体験等を4泊5日で実施。</p> |
| その他<br>特記事項 | ○同施設で、孤立を解消するための「居場所事業」、社会とのつながるための「地域の団体や都市部（西成）との交流事業」などを併せて実施している。                                                                                                                                                                                                |

## 4 事業実績（H29年度）

|       | H28年度 |     |                     |                            | H29年度 |     |                     |                            |
|-------|-------|-----|---------------------|----------------------------|-------|-----|---------------------|----------------------------|
|       | 登録者   | 終了者 | 就労者<br>(終了者の<br>内数) | 農林業<br>従事者<br>(就労者の<br>内数) | 登録者   | 終了者 | 就労者<br>(終了者の<br>内数) | 農林業従<br>事者<br>(就労者の<br>内数) |
| 生活困窮者 | 5人    | 8人  | 7人                  | 1人                         | 3人    | 11人 | 2人                  | 0人                         |
| 被保護者  | 1人    |     |                     |                            | 2人    |     |                     |                            |

## 5 事業実施のポイント ～通所型就労準備&就農訓練事業～

### <目的>

農林業等1次産業の場を介した体験やセミナーにより、利用者が生活習慣の見直しや自己有用感の形成、さらに就労意欲の向上や生きる力を身に着ける。また、支援者が本人の特性や強みをじっくり見る機会となり、支援のミスマッチを防ぐ。

### <効果>

- 特に就労に関するアセスメントの内容が深まる。（特性の見立て）
- 集団によるコミュニケーション力の向上。
- 生活にリズムがつけられる。
- 作物の成長や他者からの感謝（提供や販売）が自己有用感を育み、意欲の向上を図ることができる。

### 利用者の声

- 農業や物作りへの興味が出てきた。 ○ 自分たちの作った作物が売れると嬉しい。
- 職業訓練への道も考えられるようになり、その後、就労にもつながったので感謝している。
- 一般就労ができるなら良かったが、障害者手帳を活かしてでも仕事(A型)につくことができてよかった。

## 6 取り組んで良かったこと

○近隣の田畑や山林を借りていることから、利用者の状況に合わせた就労体験・訓練が提供できる。また、その内容に絡めたセミナー、販売や提供、行事なども提供できることから、様々な体験が可能となった。

○草刈りなど、周辺地域への貢献活動により地域からの認知もされてきた。

# 大阪府柏原市（一般市）

## ⑦産業雇用部局との連携の取組

### 1 市の概要（H29年度）

人口 69,784 人  
保護率 1.8 %

### 2 支援状況調査（H29年度）

新規相談受付件数人口10万人当  
(件) 一月当たり 23.1  
プラン作成件数人口10万人当(件)  
一月当たり 10.0  
就労支援対象者数人口10万人当  
(件) 一月当たり 5.6  
就労・増収率(%) 95.8

### 3 実施方法について

|         |                                                                                                                                                                                                        |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 実施方法    | 直営（被保護と一体的実施）…自立は委託＋直営                                                                                                                                                                                 |
| 事業費     | 約3,300千円（困窮：約1,650千円、被保護：約1,650千円）                                                                                                                                                                     |
| 理由      | ・産業部局の地域就労支援センターが中高年齢者、ひとり親、若年者、障害者の就労支援をしており、当該センターに併設する形で生活困窮者の就労支援窓口を置き、引きこもりの就労準備に特化した就労準備支援事業を1名配置で実施。                                                                                            |
| 課題・対応   | ・労働局と商工会と市（産業部局）で、就労支援を含めた雇用対策の強化を図るための「雇用対策協定」を結ぶなど、産業部局を中心に就労支援を進めてきている。そういった中で、生活困窮者支援の就労支援をどのように組み立てるか。<br>⇒就労支援のノウハウがある産業部局と連携して、生活困窮者の就労支援と就労準備支援事業を実施。これにより産業部局と福祉部局が連携強化されるとともに商工関係機関との接点ができた。 |
| 事業概要    | ・グループワーク（ミーティングやクッキング）<br>・公園清掃（有償、無償）・有償ボランティア活動等<br>・コミュニケーション練習や面接・履歴書対策の個別面談                                                                                                                       |
| その他特記事項 | ・就労訓練事業（社会福祉法人での訓練（謝礼有り））と「雇用対策協定」による「ステップ就労」（2週間限定の求人）により、段階的な就労支援を実施                                                                                                                                 |

### 4 事業実績（H29年度）

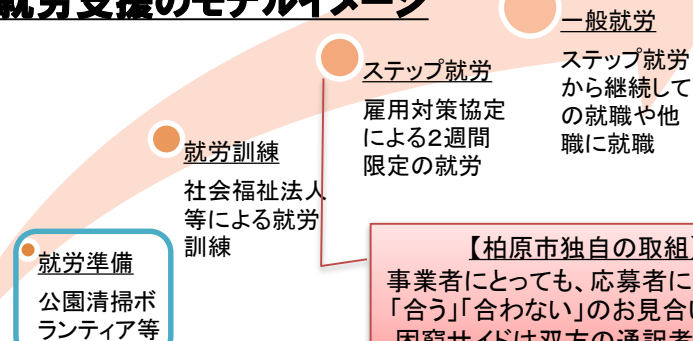
| 利用者数 | 就職者数 | 認定就労訓練実施者数 | ステップ就労利用者数 | うち就労準備事業利用者数 | 障害福祉サービス等へのつなぎ |
|------|------|------------|------------|--------------|----------------|
| 10人  | 2人   | 6人         | 4人         | 2人           | 2人             |

### 5 事業実施のポイント ～ 市内連携 ～

#### Point

生活困窮者の支援を福祉部局だけで実施しなければという思いにとられず、**各自治体の市内を見渡し、自治体の特徴に合わせた実施体制を構築**することで、効率的で効果的な事業運営につながっている。

### 柏原市における 就労支援のモデルイメージ



#### 【柏原市独自の取組】

事業者にとっても、応募者にとっても、「合う」「合わない」のお見合い期間。困窮サイドは双方の通訳者となる。

### 6 取り組んで良かったこと

福祉部局のみで就労支援に取り組むのは難しいが、産業部局の取り組みに相乗りをしていくことで、就労を希望する利用者に対して、ステップアップできる支援を提供できる。

# 地域共生の事例

# 「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

## 自治体概要※

人口 427,501

面積 69.57km<sup>2</sup>

小学校数\* 35

中学校数\* 19

※2017年4月1日現在

\* 市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ（生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関）をはじめとした相談支援機関が連携・バックアップ。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎地域の縁側

- 誰でも気軽に立ち寄れ、相談もできる多世代交流の場。市内33か所に設置

（※）基本型、基幹型（生活支援コーディネーターを配置）、特定型（高齢者の居場所、子育てサロン等利用対象者であれば誰でも利用可）に分類される

- 市内の地域団体（地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等）、NPO、社会福祉法人等が運営。運営に当たっては、地域ボランティアと協働（ボランティアポイント制を活用）



地域の縁側「ヨコウ・まるがわい」(終活セミナー)



シエークンズ遠藤七次交流会



子どもと地域の大人をつなぐ居場所  
(地域の縁側「たきのさわパラダイス」)

自宅開放型地域交流サロン(ねり)

### ◎地区ボランティアセンター（市内12か所）

- 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、高齢者や障害者などの日常生活でのちょっとした困りごとの手助け（生活支援）や、身近で気軽に集まることのできるサロン（居場所）事業も実施。



ボランティアセンターむつあい



ライフガーデン・ジヨフ

### ◎市民センター・公民館（市内13か所）

- 地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議（※）の業務を担う。
- （※）市民、地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進
- 地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

## 市レベルでの取組

### ◎全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり

ハローワーク常設窓口（市庁舎内）  
（ジョブスポットふじさわ）

自立相談支援機関（市直営）  
（バックアップふじさわ）

自立相談支援機関（委託）  
（バックアップふじさわ社協）

地域包括支援センター

・包括的・継続的な支援の実施体制

障がい相談  
支援事業所

子育て支援  
センター

医療

福祉

介護

子育て

教育

地域の多様な活動団体

地域の縁側  
地区ボランティアセンター  
子ども食堂、農福連携 等

連携・  
バック  
アップ



地域の縁側と地区ボランティアセンターを市社会福祉協議会が活動をサポート。コミュニティソーシャルワーカーの活動とも密接に連携。

### ◎相談支援包括化推進員

- 生活困窮者自立相談支援機関（2カ所）に1名ずつ配置。
- 複合的な課題がある事例に対し、多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。



作成：厚生労働省

# コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)

## 自治体概要※

人口 403,952

面積 36.38km<sup>2</sup>

小学校数\* 41

中学校数\* 18

※2017年4月1日現在

\* 市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

### ◎豊中あぐり(新たな担い手の育成)

- 都市型農園を拠点に、人の交流と社会参加を促進(中高年男性中心)し、地域福祉の担い手づくりを目指す

### ◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

### ◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ  
(ローラー作戦)

## 市レベルでの取組

### 地域包括ケアシステム推進総合会議 (市全域)

- 多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

高齢

障害

子育て

医療

生活困窮

民生・児童委員  
校区福祉委員

警察

消防

コミュニティ  
ソーシャルワーカー

連携

連携

### 地域福祉ネットワーク会議 (日常生活圏域：市内7地域) 【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

作成：厚生労働省

# 生活困窮者支援を基盤とした包括的支援体制（兵庫県芦屋市）

## 自治体概要※

人口 96,196

面積 18.57km<sup>2</sup>

小学校数\* 8

中学校数\* 3

※2017年10月1日現在

\* 市立のみ

- 生活困窮者支援を推進する基盤整備の一環として保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。
- 市役所内の関係部署や関係機関との連携を促進するために、統一様式（Joint-Sheet）を活用。地域福祉課内にトータルサポート係を設置し、複合的な事案の支援やコーディネート等を実施。
- 住民、専門職、行政等が協働して地域課題を解決するためのネットワークとして、「地域発信型ネットワーク」を構築。「小地域福祉ブロック会議」等により、地域内の課題の解決や地域活動を展開。

## 住民に身近な地域での取組

### ◎小地域福祉ブロック会議

- 小学校区単位で、住民、専門職、行政等、地域の福祉に関わる人々が集まり、地域内の課題の発見・共有、活動展開方法の検討と計画化、役割分担、活動、評価を実施。住民主体の見守り活動や居場所づくり等を実施。（2016年度の地域活動の実践件数13件）



小地域福祉ブロック会議の様子

### ◎全世代交流に向けたプロジェクト・チーム

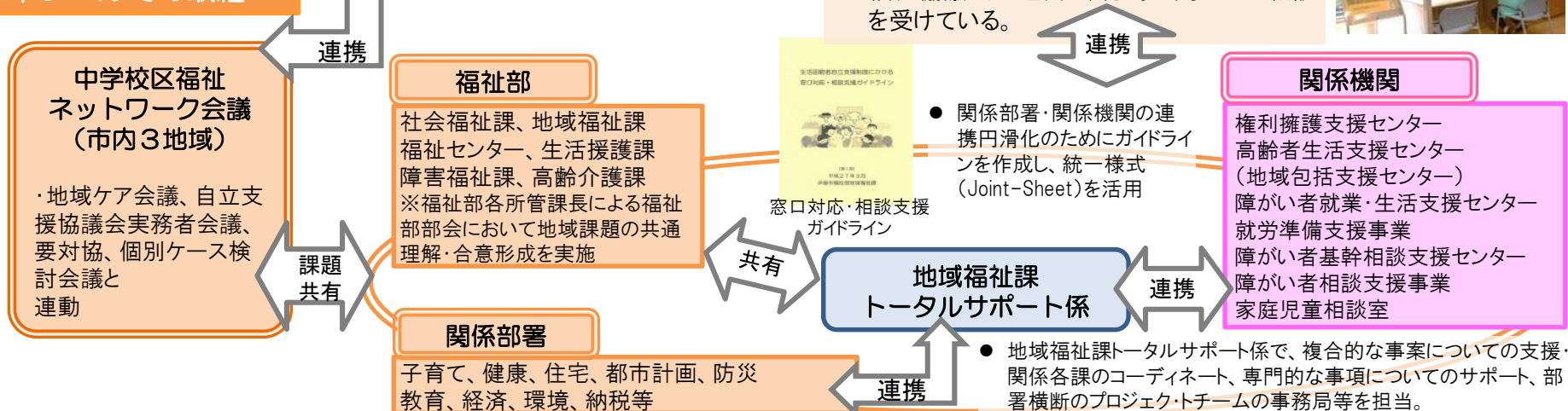
- 金融機関、株式会社、大学等の多様な主体による情報交換、学習会を通じてこれからの「地域につながる取組」を期待。

### ◎福祉なんでも相談「総合相談窓口」

- 保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。生活困窮者自立相談支援事業も担う社会福祉協議会が運営し、分野を問わない相談を受けている。



## 市レベルでの取組



作成：厚生労働省